

# 租税特別措置法等（法人税関係）の改正

目		次			
第一	税額控除関係……………	350	五	その他の特別償却……………	380
一	エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除（環境関連投資促進税 制）……………	350	第三	準備金等関係……………	380
二	中小企業者等が機械等を取得した場 合の特別償却又は法人税額の特別控除 （連結：中小連結法人が機械等を取 得した場合の特別償却又は法人税額の特 別控除）（中小企業投資促進税制）……	354	一	関西国際空港整備準備金又は中部国 際空港整備準備金〔関西国際空港用地 整備準備金〕……………	380
三	沖縄の特定地域において工業用機械 等を取得した場合の法人税額の特別控 除……………	355	二	社会・地域貢献準備金……………	386
四	沖縄の特定中小企業者が経営革新設 備等を取得した場合の特別償却又は法 人税額の特別控除（連結：沖縄の特定 中小連結法人が経営革新設備等を取 得した場合の特別償却又は法人税額の特 別控除）……………	372	三	その他の準備金等……………	387
五	その他の税額控除……………	373	第四	土地税制関係……………	388
第二	特別償却関係……………	373	一	土地の譲渡等がある場合の特別税率 ……………	388
一	特定設備等の特別償却……………	373	二	取用等に伴い代替資産を取得した場 合等の課税の特例……………	393
二	特定地域における工業用機械等の特 別償却……………	374	三	特定住宅地造成事業等のために土地 等を譲渡した場合の所得の特別控除 （連結：特定住宅地造成事業等のため に土地等を譲渡した場合の連結所得の 特別控除）（1,500万円特別控除）……	394
三	経営基盤強化計画を実施する指定中 小企業者の機械等の割増償却……………	378	四	特定の資産の買換えの場合等の課税 の特例……………	396
四	特定再開発建築物等の割増償却……	378	五	特定駐留軍用地内の土地を譲渡した 場合の所得の特別控除（創設）……	400
			第五	その他の特別措置関係……………	401
			一	沖縄の認定法人の所得の特別控除 （連結：沖縄の認定法人の連結所得の 特別控除）……………	401
			二	その他……………	415

## はじめに

平成24年度税制改正では、平成22年度・平成23年度税制改正から税制抜本改革へと通じる税制全体及び各税目についての基本的な考え方に立脚しつつ、特に喫緊の対応を要する、①新成長戦略実

現に向けた税制措置、②税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取組み、③平成23年度改正における積残し事項等への対応を中心に所要の措置を講ずることとされ、関係法令の改正が行われました。

このうち法人税関係の租税特別措置法の改正に

については、歴史的な水準の円高等を背景に産業空洞化が懸念される中、国内での企業活動を活性化させ、雇用の維持・拡充を図っていく観点から、研究開発税制における増加型又は高水準型の措置の適用期限の延長、環境関連投資促進税制における太陽光発電設備及び風力発電設備に係る即時償却措置の導入、海外投資等損失準備金制度の適用期限の延長、中小企業投資促進税制の拡充など、所要の措置が講じられています。

本稿は、これらの改正の内容を紹介するものです。

この租税特別措置法の改正を含む「租税特別措置法等の一部を改正する法律」は、去る3月30日に可決・成立し、翌31日に平成24年法律第16号として公布されています。

関係法令は、次のとおりです。

(法律)

- 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平24.3.31法律第16号）

(政令)

- 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平24.3.31政令第105号）
- 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平24.3.31政令第108号）

(省令)

- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平24.3.31財務省令第30号、平24.5.28財務省令第44号、平24.6.18財務省令第45号）
- 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令（平24.3.31財務省令第33号）
- 法人税法施行規則の一部を改正する省令（平24.4.13財務省令第40号）

- 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平24.4.13財務省令第41号）

(告示)

<環境関連投資促進税制関係>

- 租税特別措置法第10条の2の2第1項各号及び第42条の5第1項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件（平24.5.28財務省告示第187号）
- 租税特別措置法施行規則第5条の7の2第2項第2号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示（平24.5.29経済産業省告示第130号）

- 租税特別措置法施行規則第5条の7の2第2項第1号等の規定を実施するための所管行政庁の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示（平24.5.29経済産業省・国土交通省告示第2号）

<特定設備等の特別償却関係>

- 租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件（平24.3.31財務省告示第114号）

<土地の譲渡等がある場合の特別税率関係>

- 租税特別措置法施行令の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件（平24.3.31国土交通省告示第395号）

<特定の資産の買換えの場合等の課税の特例関係>

- 租税特別措置法施行令に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める件（平24.4.27国土交通省告示第507号）

## 第一 税額控除関係

### 一 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（環境関連投資促進税制）

#### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）の施行の日（平成23年6月30日）から平成26年3月31日までの期間内にエネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作若しくは建設の後、事業の用に供されたことのないものの取得又はエネルギー環境負荷低減推進設備等の製作若しくは建設をして、これをその取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）の日から1年以内にその法人の事業の用に供した場合には、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%の特別償却ができるというものです（措法42の5①）。

なお、中小企業者等については、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除との選択適用ができることとされており、税額控除を適用する場合には、税額控除限度額は当期の法人税額の20%を上限とし、税額控除限度超過額は1年間の繰越しができることとされています（措法42の5①～④）。

（注1） エネルギー環境負荷低減推進設備等とは、次の減価償却資産をいいます。

- ① 新エネルギー利用設備等（太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス利用装置等）
- ② 二酸化炭素排出抑制設備等（断熱強化型工業炉、ハイブリッド建設機械、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備等）
- ③ 省エネビルシステム  
イ エネルギー使用合理化設備

ロ エネルギー使用制御設備

（注2） 中小企業者等とは、租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます（措法42の5②）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の10）。

#### 2 改正の趣旨及び背景

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」が平成23年8月30日に公布され、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が平成24年7月1日から実施されることとなっています。

これを踏まえ、この固定価格買取制度と併せて再生可能エネルギー投資を促進する観点から、環境関連投資促進税制を拡充することとし、具体的には、この固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に該当する太陽光発電設備及び風力発電設備のうち一定の規模以上のものについて、即時償却ができる措置を講ずることとされました。

### 3 改正の内容

#### (1) 即時償却措置の導入

太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産のうち電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備に該当するもので一定の規模以上のものについて、即時償却ができる措置が講じられました。

具体的には、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内にその製作又は建設の後、事業の用に供されたことのない太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産のうち、太陽光を電気に変換する認定発電設備に該当するものでその出力が10kW以上である太陽光の利用に著しく資するもの又は風力を電気に変換する認定発電設備に該当するものでその出力が10,000kW以上である風力の利用に著しく資するもの（以下「即時償却対象資産」といいます。）の取得等をして、その取得等をした日から1年以内に事業の用に供した場合における特別償却限度額は、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とするというものです（措法42の5①、措令27の5①）。

（注1） 認定発電設備とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に規定する認定発電設備をいいます（措法42の5①ーイ）。

（注2） 太陽光の利用に著しく資するものは、太陽光エネルギーを直接電気に変換するもののうち、日本工業規格C8960に定める真性変換効率が13.5%以上（シリコン製の薄膜太陽電池にあっては7.0%以上とし、化合物太陽電池にあっては8.0%以上とします。）のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含むこととされており、風力の利用に著しく資するものは、風力エネルギー

を回転力に変換し、電気を発生させるものうち、ロータ及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の塔、起倒装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含むこととされています（措令27の5①、措法10の2の2①各号及び42の5①各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件別表1）。

すなわち、即時償却対象資産については、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができることとされました。

なお、太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産について、この即時償却措置又は税額控除制度の適用を受ける場合には、その適用を受ける事業年度の確定申告書等に、その減価償却資産が、太陽光を電気に変換する認定発電設備でその出力が10kW以上であるもの又は風力を電気に変換する認定発電設備でその出力が10,000kW以上であるものに該当するものであることを証する次のイ及びロの書類を添付しなければならないこととされています（措令27の5⑩、措規20の2③）。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第7条第1項の申請書の写し

なお、上記の申請書の写しは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第4項の発電の変更があった場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第9条第1項の申請書の写しとすることとされています。

ロ 経済産業大臣の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の認定をした旨を証する書類の写し

なお、上記の認定には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別



措置法附則第3条第2項の規定により同法第6条第1項の認定を受けたものとみなされるものを含むこととされており、上記の書類の写しは、同条第4項の発電の変更があった場合には、経済産業大臣の同項の認定をした旨を証する書類の写しとすることとされています。

また、この措置は、特別償却限度額として仕組みられていることから、他の特別償却制度と同様に、特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例（措法52の2）及び準備金方式による特別償却制度（措法52の3）の適用を受けることができます。

**(参考1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）**

（調達価格及び調達期間）

**第3条 省 略**

2 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、第6条第1項の認定に係る発電（同条第4項の規定による変更の認定又は同条第5項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。同条第6項において同じ。）に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（以下「特定供給者」という。）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

**3～9 省 略**

（再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等）

第6条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

**3 省 略**

4 第1項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、当該認定に係る発電の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第1項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

6 経済産業大臣は、第1項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

7 第2項及び第3項の規定は、第4項の認定について準用する。

**8 省 略**

**(参考2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則**  
(平成24年経済産業省令第46号)

(認定手続)

第7条 法第6条第1項の認定（以下この条において単に「認定」という。）の申請は、様式第1による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が10キロワット未満のものである場合にあっては、様式第2による申請書）を提出して行わなければならない。

2～4 省 略

(変更の認定)

第9条 法第6条第4項の発電の変更に係る認定の申請は、様式第3による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が10キロワット未満のものである場合には様式第4による申請書）を提出して行わなければならない。

2 省 略

**(2) 対象資産の見直し**

上記(1)の改正に伴い、対象となる新エネルギー利用設備等（上記1(注1)①）から太陽光発電設備及び風力発電設備が除外されました（措法42の5①一口、措令27の5②）。

すなわち、新エネルギー利用設備等における太陽光発電設備及び風力発電設備については、即時償却対象資産に該当するものには30%の特別償却に代えて即時償却ができることとされ、即時償却対象資産に該当しないものは本制度の対象から除外されました。

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（措法68の10①、措令39の40①⑨、措規22の24③）。

**4 適用関係**

上記3(1)及び(2)の改正は、法人が平成24年5月

29日以後に取得等をするエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、法人が同日前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例によることとされています（改正法附則19①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則30①）。

なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、同法附則の規定により、平成24年7月1日前（同年5月29日から同年6月30日までの期間内）においても、同法第6条の規定の例により再生可能エネルギー発電設備に係る認定（以下「附則の規定による認定」といいます。）を受けることができ、この附則の規定による認定を受けたときは、同年7月1日において、同条第1項の規定により再生可能エネルギー発電設備に係る認定（以下「本則の規定による認定」といいます。）を受けたものとみなすこととされていることから（同法附則3①②）、本制度においても、同期間内に附則の規定による認定を受けた法人について、上記3(1)の改正後の制度を適用することとし、同日において本則の規定による認定を受けたものとみなされる再生可能エネルギー発電設備は、指定期間内に取得した認定発電設備に該当するものとみなして、上記3(1)の改正後の制度を適用することとする経過措置が設けられています（改正法附則19②③、改正措令附則10）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則30②③、改正措令附則17）。

**(参考3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法**

附 則

第3条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、同条第1項の認定を受けることができる。

2 前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第6条第1項の規定により認定を受けたものとみなす。

## 二 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（連結：中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業投資促進税制）

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、中小企業者等が、平成10年6月1日から平成24年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、特定機械装置等でその製作の後、事業の用に供されたことのないものの取得又は特定機械装置等の製作をして、これをその中小企業者等の指定事業の用に供した場合には、その特定機械装置等の基準取得価額の30%の特別償却ができるというものです（措法42の6①）。

なお、特定中小企業者等については、その特定機械装置等の基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除との選択適用ができることとされており、税額控除を適用する場合には、税額控除限度額は当期の法人税額の20%を上限とし、税額控除限度超過額は1年間の繰越しができることとされています（措法42の6①～④）。

（注1） 中小企業者等とは、租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます（措法42の6①）。

（注2） 特定機械装置等とは、次の減価償却資産をいいます（措法42の6①、措令27の6①～③⑥、措規20の3①～⑥）。

なお、（ ）内は、基準取得価額を示しています。

① 機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの（取得価額）

② 器具及び備品のうち、事務処理の能率化等に資する電子計算機及びデジタル複合機で、次のイ又はロに該当するもの（取得価額）

イ 1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの

ロ 指定期間内の各事業年度において取

得又は製作をして指定事業の用に供したものの取得価額の合計額が120万円以上のもの

③ ソフトウェアで、次のイ又はロに該当するもの（取得価額）

ただし、複写して販売するための原本、開発研究の用に供されるもの、ISO/IEC15408非認証のサーバー用オペレーティングシステム、ISO/IEC15408非認証のサーバー用仮想化ソフトウェア、ISO/IEC15408非認証のデータベース管理ソフトウェア、ISO/IEC15408非認証の連携ソフトウェア及びISO/IEC15408非認証の不正アクセス防御ソフトウェアは除くこととされています。

イ 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの

ロ 指定期間内の各事業年度において取得又は製作をして指定事業の用に供したものの取得価額の合計額が70万円以上のもの

④ 貨物の運送の用に供される車両総重量が3.5t以上の普通自動車（取得価額）

⑤ 内航海運業の用に供される船舶（取得価額の75%）

（注3） 指定事業とは、製造業、建設業等をいいます。ただし、内航船舶貸渡業以外の貸付業は除くこととされています（措法42の6①、措令27の6④⑤、措規20の3⑦）。

（注4） 特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人（農業協同組合等を除きます。）以外の法人をいいます（措法42の6②、措令27の6⑦）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の

措置が講じられています（措法68の11）。

## 2 改正の内容

### (1) 対象資産の追加

対象資産に製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品が追加されました（措法42の6①一）。

この製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品とは、測定工具及び検査工具並びに試験又は測定機器で、次のイ又はロに該当するものをいいます（措令27の6③、措規20の3①一・四⑤）。

なお、測定工具及び検査工具には、電気又は電子を利用するものを含むこととされています（措規20の3①一）。

イ 1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの

ロ 指定期間内の各事業年度において取得又は製作をして指定事業の用に供したものの取得価額の合計額が120万円以上のもの

ただし、1台又は1基の取得価額が30万円未満のものは、この指定期間内の各事業年度において取得又は製作をして指定事業の用に供したものを除くこととされています（措規20の3⑤）。

### (2) 対象となるデジタル複合機の範囲の見直し

対象となるデジタル複合機の範囲から指定期

間内の各事業年度において取得又は製作をして指定事業の用に供したものの取得価額の合計額が120万円以上のもの（上記1（注2）②ロ）が除外されました（措規20の3⑤）。

### (3) 適用期限の延長

制度の適用期限が、平成26年3月31日まで2年延長されました（措法42の6①、措規20の3⑤⑥）。

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)から(3)までと同様の改正が行われています（措法68の11①、措令39の41①、措規22の25①②）。

## 3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、法人が平成24年4月1日以後に取得又は製作をする特定機械装置等について適用することとされています（改正法附則20）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則31）。

(2) 上記2(2)の改正は、法人が平成24年4月1日以後に取得又は製作をする特定機械装置等について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした特定機械装置等については、なお従前の例によることとされています（改正措規附則11②）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措規附則14）。

## 三 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、平成14年4月1日から平成24年3月31日までの期間のうち一定の期間内に、沖縄振興特別措置法に規定する次の表の特定地域において同表の特定事業の用に供する一定の要件を満たす設備の新設又は増設（以下「新增設」といいます。）をする場合

において、その新增設に係る同表の工業用機械等でその製作若しくは建設の後、事業の用に供されたことのないものの取得又は工業用機械等の製作若しくは建設をして、これをその特定地域内においてその法人の特定事業の用に供したときは、その工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）の税額控除ができるというものです（措法42の9①）。



なお、本制度を適用する場合における税額控除限度額は当期の法人税額の20%を上限とし、税額控除限度超過額は4年間の繰越しができることとされています（措法42の9①～③）。

また、税額控除の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は20億円を上限とすることとされています（措法42の9①）。

（注1）一定の期間は、観光振興地域又は情報通信産業振興地域については、観光振興計画又は情報通信産業振興計画につき同意のあった日（これらの計画の変更により新たにこれらの地域に該当することとなった場合には、その変更の同意のあった日）から平成24年3月31日までの期間と、産業高度化地域、自由貿易地域及び特別自由貿易地域又は金融業務特別地区については、これらの地域又は地区に係る指定の日（変更によ

り新たにこれらの地域又は地区に該当することとなった場合には、その該当することとなった日）から同年3月31日までの期間とされています。なお、それぞれの期間内にこれらの地域又は地区に該当しないこととなった場合には、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①）。

（注2）一定の要件を満たす設備は、一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が、特定民間観光関連施設にあっては5,000万円を超えるものと、それ以外のものにあっては1,000万円を超えるものとされています（措法42の9①、措令27の9②、措規20の4①②）。

	特定地域	特定事業	工業用機械等
(1)	観光振興地域	特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	特定民間観光関連施設のうち一定のものを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
(2)	情報通信産業振興地域	電気通信業等	機械及び装置、一定の器具及び備品、一定の建物及びその附属設備並びに一定の構築物
(3)	産業高度化地域	製造業等	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに一定の建物及びその附属設備
(4)	自由貿易地域及び特別自由貿易地域	製造業等	機械及び装置並びに一定の建物及びその附属設備
(5)	金融業務特別地区	金融業務に係る事業	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに一定の建物及びその附属設備

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の13）。

## 2 改正の趣旨及び背景

沖縄振興については、これまでの成果と課題を踏まえ、沖縄の優位性を生かした自立型経済を発展させるための施策を、沖縄が自ら主体的に講じることにより、その潜在力を存分に引き出すことが可能となるよう、沖縄の自主性を最大限に尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るための特別措置の充実等を図ること等を内容とする「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24

年法律第13号）」が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されています。

この法律においては、沖縄振興特別措置法の有効期限を平成34年3月31日まで10年延長するとともに、内閣総理大臣が定める沖縄振興基本方針に基づき沖縄県知事が沖縄振興計画を定めること、産業振興のための特別措置の充実等を図ること等の観点から、観光振興地域、従来の情報通信産業振興地域、産業高度化地域並びに自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る制度を改組し、観光地形成促進地域、新たな情報通信産業振興地域、産業高度化・事業革新促進地域及び国際物流拠点産

業集積地域に係る制度とすること等が行われています。

なお、この改正に係る関係法令は次のとおりです。

(法律)

- 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平24.3.31法律第13号）

(政令)

- 沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平24.3.31政令第97号）

(府省令)

- 金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平24.3.31内閣府令第23号）
- 観光振興地域の区域内における特定民間観光関連施設である販売施設の指定申請に関する内閣府令を廃止する内閣府令（平24.3.31内閣府令第24号）
- 情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令（平24.3.31内閣府・総務省・経済産業省令第1号）
- 沖縄振興特別措置法第66条第5項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令（平24.3.31内閣府・経済産業省令第2号）
- 自由貿易地域及び特別自由貿易地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令（平24.3.31内閣府・経済産業省令第4号）
- 産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令（平24.3.31内閣府・経済産業省令第5号）

(告示)

- 産業高度化地域を指定する件を廃止する件（平24.3.31内閣府・経済産業省告示第1号）

この沖縄振興特別措置法の一部改正等に伴い、本制度における観光振興地域に係る措置、情報通

信産業振興地域に係る措置、産業高度化地域に係る措置並びに自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置については改組され、税額控除割合、税額控除限度額の上限、税額控除限度超過額の繰越期間等に変更はありませんが、対象事業及び対象資産の見直し等が行われ、金融業務特別地区に係る措置については適用期限の延長等が行われました。

### 3 改正の内容

#### (1) 観光振興地域に係る措置

本措置は、観光地形成促進地域に係る措置に改組され（措法42の9①表一、措令27の9①一②一③、措規20の4①②）、観光振興地域に係る措置は、適用期限（平成24年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の9①表一、旧措令27の9①一②一③、旧措規20の4①②）。

改組後の措置は、青色申告書を提出する法人が、観光地形成促進地域を定めた観光地形成促進計画につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日から平成29年3月31日までの期間内に、その観光地形成促進地域として定められている地区内において特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業の用に供する一定の設備の新增設をする場合において、その新增設に係る工業用機械等の取得等をして、その法人のその事業の用に供したときは、その工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）の税額控除ができるというものです。

(注) 観光地形成促進地域は、沖縄県知事が観光地形成促進計画において定めることができることとされており、沖縄県知事は、同計画を定めたときは、同計画を公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならないが、主務大臣は、同計画の提出があった場合には、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならないこととされています（沖振法6①～⑥）。

なお、主務大臣は、提出された観光地形成促進計画につき内閣総理大臣が定める沖縄振興基本方針（以下「基本方針」といいます。）に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、同計画を変更すべきことを求めること等ができることとされています（沖振法6⑦⑧、7）。

（参考1） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

（観光地形成促進計画の作成等）

第6条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下「観光地形成促進計画」という。）を定めることができる。

2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域（以下「観光地形成促進地域」という。）の区域

三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設（スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第10条において同じ。）の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容

3 前項各号に掲げる事項のほか、観光地形成促進計画には、同項第3号の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定

めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定により観光地形成促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 主務大臣は、第5項の規定により提出された観光地形成促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8 第4項から前項までの規定は、観光地形成促進計画の変更について準用する。

（観光地形成促進計画の実施状況の報告等）

第7条 沖縄県知事は、前条第5項の規定により提出された観光地形成促進計画（その変更について同条第8項において準用する同条第5項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出観光地形成促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2 主務大臣は、前条第2項第3号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第2項第3号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出観光地形成促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

（課税の特例）

第8条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に

設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

- 2 沖縄県知事は、前項に規定する指定を受けた販売施設が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

改組後の措置の内容は、観光振興地域に係る措置の内容と概ね同様であるため、異なる点について記載することとします。

#### ① 対象となる特定民間観光関連施設

対象となる特定民間観光関連施設のうち次の施設について、次の見直しが行われました。

##### イ 休養施設

- i 対象に国際健康管理・増進施設が追加されました（措規20の4②三）。

国際健康管理・増進施設とは、病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、浴場又はプール、有酸素運動施設又はトレーニングルーム及び健康相談室を備えたもののうち、宿泊の用に供する施設を備えたものを除き、通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であって、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものをいいます。

（注）有酸素運動施設とは、継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機

能の維持又は回復のための運動を行う施設をいい、トレーニングルームとは、室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいいます。

- ii 温泉保養施設において備えることとされているものから運動室が除外されました（措規20の4②三）。この改正により、運動室を備えているかどうかは問わないこととされました。

##### ロ 集会施設

会議場施設から除かれている宿泊の用に供する施設を備えたものが除外されました（措規20の4②四）。この改正により、宿泊の用に供する施設を備えているかどうかは問わないこととされました。

#### ② 適用期間

本措置の適用期間は、観光地形成促進地域を定めた観光地形成促進計画につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日から平成29年3月31日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①一）。

ただし、観光地形成促進計画の変更により新たに観光地形成促進地域に該当することとなった場合には、その新たに観光地形成促進地域に該当することとなった地区については、その変更につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日から平成29年3月31日までの期間とされています。

また、それぞれの期間内に観光地形成促進計画の変更により観光地形成促進地域に該当しないこととなった場合には、その観光地形成促進地域に該当しないこととなった地区については、それぞれの期間の初日からその変更につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日までの期間とされています。

#### (2) 情報通信産業振興地域に係る措置

本措置は、新たな情報通信産業振興地域に係る措置に改組され（措法42の9①表二、措令27の9①二②二④⑤、措規20の4③④）、従来の



情報通信産業振興地域に係る措置は、適用期限（平成24年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の9①表二、旧措令27の9①二②二④⑤、旧措規20の4③④）。

改組後の措置は、青色申告書を提出する法人が、新たな情報通信産業振興地域に係る指定の日から平成29年3月31日までの期間内に、その情報通信産業振興地域として指定された地区内において電気通信業等の事業の用に供する一定の設備の新增設をする場合において、その新增設に係る工業用機械等の取得等をして、その法人のその事業の用に供したときは、その工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備並びに構築物については、8%）の税額控除ができるというものです。

（注）改組後の情報通信産業振興地域は、主務大臣が、沖縄県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる要件を備えている地域として指定することができることとされており、主務大臣は、情報通信産業振興地域を指定するときは、その名称及び区域を官報で公示しなければならないこととされています（沖振法28①～③）。

なお、主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、又は情報通信産業振興地域の区域の全部若しくは一部が情報通信産業の振興を図るため必要とされる要件を欠くに至ったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、同地域の指定を解除し、又は同地域の区域を変更することができることとされています（沖振法28④⑤）。

## （参考2） 沖縄振興特別措置法

（情報通信産業振興地域の指定）

第28条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、情報通信産業振興地域を指定するときは、当該情報通信産業振興地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、情報通信産業振興地域の区域の全部又は一部が第1項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。  
（課税の特例）

第31条 情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 2 省 略

改組後の措置の内容は、従来の情報通信産業振興地域に係る措置の内容と概ね同様であるため、異なる点について記載することとします。

### ① 対象事業

#### イ 追加

対象に沖縄振興特別措置法第3条第6号に規定するインターネット付随サービス業（以下「インターネット付随サービス業」といいます。）が追加されました（措法42

の9①表二2欄、沖振法3六、措令27の9④、沖振令1の2）。

**（参考3） 沖縄振興特別措置法**

（定義）

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 省略

六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。

七～十六 省略

**（参考4） 沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）**

（インターネット付随サービス業）

第1条の2 法第3条第6号の政令で定める事業活動は、ポータルサイト・サーバ運営業（情報通信業に属する事業のうち、インターネットの利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属するものを除く。）をいう。）、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ（情報通信業に属する事業のうち、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツをいう。）の提供又は顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属するものを除

く。）をいう。）及びインターネット利用サポート業（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第2項に規定する認証業務その他のインターネットの円滑な利用を支援する役務の提供を行う事業をいう。）に係る事業活動とする。

**（参考5） コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）**

（定義）

第2条 この法律において「コンテンツ」とは、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう。

2・3 省略

**（参考6） 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）**

（定義）

第2条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2 この法律において「認証業務」とは、自

らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

### 3 省 略

#### ロ 対象となる情報通信技術利用事業の範囲の拡充

対象となる情報通信技術利用事業に、ビジネス・プロセス・アウトソーシング業が追加されました（措法42の9①表二2欄、沖振法3八、措令27の9④、沖振令3一ハ）。

ビジネス・プロセス・アウトソーシング業とは、電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う顧客の従業員の勤務の状況の記録、顧客の従業員の給与の計算及び記録、顧客の会計帳簿の作成その他のこれらに類する定型的な業務であって、複数の顧客からの委託を受けて行うものをいいます（沖振令3一ハ）。

なお、この改正は、沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第97号）における沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）の改正により行われています。

#### （参考7） 沖縄振興特別措置法

（定義）

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一～七 省 略

八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。

#### 九～十六 省 略

#### （参考8） 沖縄振興特別措置法施行令

（情報通信技術利用事業）

第3条 法第3条第8号の政令で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とする。

一 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの

#### イ・ロ 省 略

ハ 顧客の従業員の勤務の状況の記録、顧客の従業員の給与の計算及び記録、顧客の会計帳簿の作成その他のこれらに類する定型的な業務であって、複数の顧客からの委託を受けて行うもの

#### 二 省 略

#### ② 対象となる建物及びその附属設備

上記①イの対象事業の追加に伴い、インターネット付随サービス業については、事務所、作業場用又は研究所用の建物及びその附属設備が対象とされました（措法42の9①表二3欄、措令27の9⑤五）。

#### ③ 適用期間

本措置の適用期間は、情報通信産業振興地域に係る指定の日から平成29年3月31日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①二）。

ただし、情報通信産業振興地域の区域の変更により新たに情報通信産業振興地域に該当することとなった場合には、その新たに情報通信産業振興地域に該当することとなった地区については、その新たに情報通信産業振興地域に該当することとなった日から平成29年3月31日までの期間とされています。

また、それぞれの期間内に情報通信産業振興地域につきその指定の解除又はその区域の変更により情報通信産業振興地域に該当しないこととなった場合には、その情報通信産業振興地域に該当しないこととなった地区については、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とされています。

### (3) 産業高度化地域に係る措置

本措置は、産業高度化・事業革新促進地域に係る措置に改組され（措法42の9①表三、措令27の9①三②三⑥⑦、措規20の4⑤）、産業高度化地域に係る措置は、適用期限（平成24年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の9①表三、旧措令27の9①三②二⑥⑦、旧措規20の4⑤）。

改組後の措置は、青色申告書を提出する法人で産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画（以下「産業高度化・事業革新措置実施計画」といいます。）が適当である旨の沖縄県知事の認定を受けた者に該当するものが、産業高度化・事業革新促進地域を定めた産業高度化・事業革新促進計画につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日から平成29年3月31日までの期間内に、その産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区内において製造業等の事業の用に供する一定の設備の新增設をする場合において、その新增設に係る工業用機械等の取得等をして、その法人のその事業の用に供したときは、その工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備については、8%）の税額控除ができるというものです。

（注1） 産業高度化・事業革新措置とは、製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいい、製造業等とは、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいい、産業高度化とは、事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいい、事業革新とは、沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいい、産業高度化・事業革新促進事業とは、産業高度化又は事業革新に特

に寄与すると認められる機械修理業等の11業種に属する事業をいいます（沖振法3九・十、35の3①、沖振令4）。

（注2） 産業高度化・事業革新促進地域は、沖縄県知事が産業高度化・事業革新促進計画において定めることができることとされており、沖縄県知事は、同計画を定めたときは、同計画を公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならないこととされており、同計画の提出があった場合には、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならないこととされています（沖振法35①～⑤）。

なお、主務大臣は、提出された産業高度化・事業革新促進計画につき基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、同計画を変更すべきことを求めること等ができることとされています（沖振法35⑥⑦、35の2）。

#### （参考9） 沖縄振興特別措置法

（定義）

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～八 省略

九 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

十一～十六 省略

（産業高度化・事業革新促進計画の作成等）



第35条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができる。

2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域

三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により産業高度化・事業革新促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6 主務大臣は、第4項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7 第3項から前項までの規定は、産業高度化・事業革新促進計画の変更について準用

する。

（産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の報告等）

第35条の2 沖縄県知事は、前条第4項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画（その変更について同条第7項において準用する同条第4項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出産業高度化・事業革新促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2 主務大臣は、前条第2項第3号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第2項第3号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出産業高度化・事業革新促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

（課税の特例）

第36条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

改組後の措置の内容は、産業高度化地域に係る措置の内容と概ね同様であるため、異なる点について記載することとします。

① 適用対象法人

本措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で、沖縄振興特別措置法第35条の3第5項に規定する認定事業者に該当するものに限ることとされています（措法42の9①、沖振法35の3⑤）。

（注）認定事業者とは、産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を受けた者をいいます（沖振法35の3①～⑤）。

#### （参考10） 沖縄振興特別措置法

（産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等）

第35条の3 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

- 2 産業高度化・事業革新措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 産業高度化・事業革新措置により達成しようとする目標
  - 二 産業高度化・事業革新措置の内容及び実施期間
  - 三 産業高度化・事業革新措置の実施体制
  - 四 産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 産業高度化・事業革新措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 沖縄県知事は、第1項の規定による認定

の申請があった場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 産業高度化・事業革新措置を実施することが当該産業高度化・事業革新促進地域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること。
- 二 産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5 前項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

6 第4項の規定は、前項の認定について準用する。

7 沖縄県知事は、認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画（第5項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って産業高度化・事業革新措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### ② 新增設をする設備

新增設をする設備は、次のイ又はロのいずれか（改正前：イ）の規模の設備とされました（措法42の9①、措令27の9②三）。

- イ 一の生産等設備で、これを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
- ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が500万円を超えるもの

#### ③ 対象事業

##### イ 追加

対象に次の事業が追加されました（措法42の9①表三2欄、措令27の9⑥、沖振令4八～十一）。

- i 沖縄振興特別措置法施行令第4条第8

号に掲げる電気業（以下「電気業」といいます。）

- ii 商品検査業
- iii 計量証明業
- iv 沖縄振興特別措置法施行令第4条第11号に掲げる研究開発支援検査分析業（以下「研究開発支援検査分析業」といいます。）

**(参考11) 沖縄振興特別措置法施行令**

（産業高度化・事業革新促進事業）

第4条 法第3条第10号に定める業種は、次のとおりとする。

- 一 機械修理業
- 二 デザイン業
- 三 機械設計業
- 四 経営コンサルタント業
- 五 エンジニアリング業
- 六 非破壊検査業
- 七 自然科学研究所
- 八 電気業（沖縄の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与するものとして主務省令で定める施設又は設備を法第35条第2項第2号に規定する産業高度化・事業革新促進地域の区域内において設置して行うものに限る。）
- 九 商品検査業
- 十 計量証明業
- 十一 研究開発支援検査分析業

**(参考12) 産業高度化・事業革新措置実施計画の**

**認定申請等に関する命令**（平成24年内閣府・経済産業省令第5号）

（施設又は設備）

第2条 沖縄振興特別措置法施行令第4条第8号に規定する主務省令で定める施設又は設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）別表第1に定める固定資産

のうち、水力発電設備、汽力発電設備、内燃力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備又は配電設備

二 海水温度差発電施設又は設備

ロ 除外

対象から次の事業が除外されました（旧措令27の9⑥）。

- i 広告代理業
- ii ディスプレイ業

④ 対象となる建物及びその附属設備

上記③イの対象事業の追加に伴い、次の上記③イ i から iv までの事業については、それぞれ次のイからニまでの建物及びその附属設備が対象とされました（措法42の9①表三3欄、措令27の9⑦四・六）。

- イ 電気業 工場用の建物
- ロ 商品検査業 事務所用又は作業場用の建物
- ハ 計量証明業 事務所用又は作業場用の建物
- ニ 研究開発支援検査分析業 事務所用、作業場用又は研究所用の建物

⑤ 適用期間

本措置の適用期間は、産業高度化・事業革新促進地域を定めた産業高度化・事業革新促進計画につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日から平成29年3月31日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①三）。

ただし、産業高度化・事業革新促進計画の変更により新たに産業高度化・事業革新促進地域に該当することとなった場合には、その新たに産業高度化・事業革新促進地域に該当することとなった地区については、その変更につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日から平成29年3月31日までの期間とされています。

また、それぞれの期間内に産業高度化・事業革新促進計画の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなった場

合には、その産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなった地区については、それぞれの期間の初日からその変更につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日までの期間とされています。

#### (4) 自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置

本措置は、国際物流拠点産業集積地域に係る措置に改組され（措法42の9①表四、措令27の9①四②二⑧⑨）、自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置は、適用期限（平成24年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の9①表四、旧措令27の9①四②二⑧）。

改組後の措置は、青色申告書を提出する法人が、国際物流拠点産業集積地域に係る指定の日から平成29年3月31日までの期間内に、その国際物流拠点産業集積地域として指定された地区内において製造業等の事業の用に供する一定の設備の新增設をする場合において、その新增設に係る工業用機械等の取得等をして、その法人のその事業の用に供したときは、その工業用機械等の取得価額の15%（建物及びその附属設備については、8%）の税額控除ができるというものです。

(注) 国際物流拠点産業集積地域は、主務大臣が、沖縄県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して、開港又は税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域（以下「対象地域」といいます。）として指定することができることとされており、主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域を指定するときは、その名称及び区域を官報で公示しなければならないこととされています（沖振法42①～③）。

なお、主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、又は国際物流拠点産業集積地域の区域の全部若しくは一部が対象地域に該当しなく

なつたと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又は同地域の区域を変更することができることとされています（沖振法42④⑤）。

#### (参考13) 沖縄振興特別措置法

（国際物流拠点産業集積地域の指定）

第42条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、関税法第2条第1項第11号に規定する開港又は同項第12号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域（第5項において「対象地域」という。）であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。

- 2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域を指定するときは、当該国際物流拠点産業集積地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。
- 4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。
- 5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、国際物流拠点産業集積地域の区域の全部又は一部が対象地域に該当しなくなつたと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該国際物流拠点産業集積地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。



(課税の特例)

第48条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 2 省 略

改組後の措置の内容は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置の内容と概ね同様であるため、異なる点について記載することとします。

### ① 対象事業

対象に次の事業が追加されました(措法42の9①表四2欄、措令27の9⑧、沖振令4の2五～七)。

イ 沖繩振興特別措置法施行令第4条の2第5号に掲げる無店舗小売業(以下「無店舗小売業」といいます。)

ロ 沖繩振興特別措置法施行令第4条の2第6号に掲げる機械等修理業(以下「機械等修理業」といいます。)

ハ 沖繩振興特別措置法施行令第4条の2第7号に掲げる不動産賃貸業(以下「不動産賃貸業」といいます。)

### (参考14) 沖繩振興特別措置法

(定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

## 一～十 省 略

十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、

かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。

## 十二～十六 省 略

### (参考15) 沖繩振興特別措置法施行令

(国際物流拠点産業)

第4条の2 法第3条第11号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 道路貨物運送業

二 倉庫業

三 こん包業

四 卸売業

五 無店舗小売業(訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点(法第3条第11号に規定する国際物流拠点をいう。以下同じ。)において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。)

六 機械等修理業(国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。)

七 不動産賃貸業(その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。)

八 製造業

(参考16) 国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令(平成14年内閣府・経済産業省令第4号)

(倉庫の規模、構造及び設備)

第2条 沖繩振興特別措置法施行令(以下「令」という。)第4条の2第7号の主務省令で定める規模は、地上階数が2以上で、かつ、床面積の合計が3,000平方メートル以上のものとする。

2 令第4条の2第7号の主務省令で定める構造は、次の各号に該当するものとする。

一 貨物自動車の停車場を有する構造

二 貨物自動車の荷台と同じ高さの段差を有する構造、貨物自動車への物資の積込

み又は貨物自動車からの物資の取卸しを行う車両用の車路を有する構造その他貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うための段差を有する構造

三 上階に通ずる貨物自動車用の車路を有する構造又は物資の運搬に供するエレベーターを有する構造

四 耐火性能及び耐震性能を有する構造

五 仕分装置、搬送装置、保管装置、密集棚装置、貨物保管場所管理システムその他国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の円滑かつ効率的な取扱いに資する設備の設置に必要な空間を有する構造

3 令第4条の2第7号の主務省令で定める設備は、前項第2号に規定する段差と一体的に設置される設備であって貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うためのものとする。

② 対象となる建物及びその附属設備

上記①の対象事業の追加に伴い、次の上記

①イからハまでの事業については、それぞれ次のイからハまでの建物及びその附属設備が対象とされました（措法42の9①表四3欄、措令27の9⑨）。

イ 無店舗小売業 事務所用、作業場用又は倉庫用の建物

ロ 機械等修理業 作業場用又は倉庫用の建物

ハ 不動産賃貸業 倉庫用の建物

③ 適用期間

本措置の適用期間は、国際物流拠点産業集積地域に係る指定の日から平成29年3月31日までの期間とされています（措法42の9①、措令27の9①四）。

ただし、国際物流拠点産業集積地域の区域の変更により新たに国際物流拠点産業集積地域に該当することとなった場合には、その新たに国際物流拠点産業集積地域に該当するこ

ととなった地区については、その新たに国際物流拠点産業集積地域に該当することとなった日から平成29年3月31日までの期間とされています。

また、それぞれの期間内に国際物流拠点産業集積地域につきその指定の解除又はその区域の変更により国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなった場合には、その国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなった地区については、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とされています。

(5) 金融業務特別地区に係る措置

① 対象事業の範囲の拡充

対象となる金融業務に係る事業における金融業務に、特定の自主規制業務が追加されました（措法42の9①表五2欄、沖振法3十四、金融業務事業認定申請等内閣府令1①三）。

特定の自主規制業務とは、金融商品取引所の委託を受けて行う金融商品取引法第85条第4項に規定する特定業務をいいます（金融業務事業認定申請等内閣府令1①三）。

なお、この改正は、金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成24年内閣府令第23号）における金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第22号）の改正により行われています。

(参考17) 沖縄振興特別措置法

(定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十三 省 略

十四 金融業務 銀行業、証券業、保険業その他の金融業に係る業務であって政令で定めるもの及び金融業に付随する業務であって内閣府令で定めるものをいう。

十五・十六 省 略

(参考18) 金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令  
(平成14年内閣府令第22号)

(金融業に付随する業務)

第1条 沖繩振興特別措置法(以下「法」という。)第3条第14号の内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一・二 省 略

三 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)

第2条第16項に規定する金融商品取引所の委託を受けて行う同法第85条第4項に規定する特定業務

2～5 省 略

(参考19) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)  
(定義)

第2条 省 略

2～15 省 略

16 この法律において「金融商品取引所」とは、第80条第1項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品市場を開設する金融商品会員制法人又は株式会社をいう。

17～31 省 略

32 この法律において「特定取引所金融商品市場」とは、第117条の2第1項の規定により同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所金融商品市場をいう。

33～39 省 略

(免許)

第80条 金融商品市場は、認可金融商品取引業協会を除き、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。

2 省 略

(自主規制業務の委託)

第85条 省 略

2・3 省 略

4 金融商品取引所は、第1項の規定による場合のほか、当該金融商品取引所に係る自主規制業務の一部(特定取引所金融商品市

場に係るものであつて、その内容等を勘案し、投資者保護の根幹にかかわる事項以外のものを取り扱う業務として内閣府令で定めるものに限る。以下この条及び第102条の19において「特定業務」という。)を、他の者に委託することができる。

5・6 省 略

(特定取引所金融商品市場)

第117条の2 金融商品取引所は、業務規程の定めるところにより、その開設する取引所金融商品市場ごとに、会員等が特定投資家等以外の者(当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者を除く。)の委託を受けて行う有価証券の買付け(次項において「一般投資家等買付け」という。)を禁止することができる。

2 省 略

(参考20) 金融商品取引所等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第54号)

(自主規制業務)

第7条 法第84条第2項第3号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 省 略

四 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示又は提供に関する審査及び上場する有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務

五・六 省 略

(特定業務)

第7条の2 法第85条第4項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為に関する業務とする。

一 有価証券又はその発行者が上場又は上場廃止に関する基準又は要件に適合するかどうかの調査

二 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示又は提供が前条第4号の審査を行うための基準に適合するかどうかの調査

三 上場する有価証券の発行者に対する前条第4号の措置を行うための基準に適合するかどうかの調査及び当該措置の目的を達成させるために必要な措置

（金融商品取引所が特定業務を委託する場合に講ずべき措置）

第7条の3 金融商品取引所は、法第85条第4項の規定により特定業務（同項に規定する特定業務をいう。以下この条及び第32条の2において同じ。）を委託する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特定業務を的確、公正かつ効率的に実施することができるものと認められる者に委託するための措置

二 当該特定業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、当該特定業務以外の業務による利益を図るため、当該特定業務に関し、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は当該特定業務に係る有価証券の発行者を不当に害する行為を行うことを防止するための措置

三 受託者が、当該特定業務に関して知り得た情報を、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は当該特定業務に係る有価証券の発行者を不当に害する行為に利用することを防止するための措置

四 当該特定業務に係る発行者に対する受託者の独立性を確保するための措置

五 受託者における当該特定業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて報告を求め、実地調査をし、又はその他の手段により確認することにより、受託者が当該特定業務を的確に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

六 金融商品取引所の自主規制業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資者の保護を図るため必要がある場合には、当該特

定業務の委託の条件の変更、違約金の徴収、委託の終了その他の必要な措置を講ずるための措置

#### ② 適用期限の延長

本措置の適用期限が、平成29年3月31日まで5年延長されました（措法42の9①、措令27の9①五）。

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)から(5)までと同様の改正が行われています（措法68の13①、措令39の43①②、措規22の26①②）。

## 4 適用関係

上記3(1)から(4)までの改正は、法人が平成24年4月1日以後に取得等をする工業用機械等について適用し、法人が同日前に取得等をした工業用機械等については、なお従前の例によることとされています（改正法附則21①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則32①）。

なお、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号。以下「沖振法一部改正法」といいます。）附則の規定により平成24年4月1日から同年9月30日（同日までに、改組後の情報通信産業振興地域に係る指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの期間（以下「経過期間」といいます。）内において改組後の情報通信産業振興地域とみなされる改組前の情報通信産業振興地域は本制度においても経過期間内において改組後の情報通信産業振興地域とみなして、沖振法一部改正法附則の規定により同年4月1日において指定された国際物流拠点産業集積地域とみなされる自由貿易地域及び特別自由貿易地域は本制度においても国際物流拠点産業集積地域とみなして、それぞれ適用することとされています（改正法附則21②③、沖振法一部改正法附則3②④）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則32②③）。

この改組後の情報通信産業振興地域とみなされる地域における上記3(2)③の適用期間は、経過期間とすることとされています（改正措令附則11①）。また、国際物流拠点産業集積地域とみなされる地



域において対象事業の用に供する設備の新増設をする場合における上記3(4)③の適用期間については、平成24年4月1日を国際物流拠点産業集積地域に係る指定の日とみなすこととされています(改正措令附則11②)。連結納税制度の場合についても同様です(改正措令附則18①②)。

(参考21) 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成24年法律第13号)

附 則

第3条 省 略

2 施行日の前日において同意情報通信産業振興計画に定められている情報通信産業振興地域は、施行日から起算して6月を経過する日(その日までに、新法第28条第1項の規定による指定があった場合には、その

指定があった日の前日)までの間は、同項の規定により指定された情報通信産業振興地域とみなす。

3 省 略

4 施行日の前日において旧法第41条第1項の規定により指定されている自由貿易地域及び旧法第42条第1項の規定により指定されている特別自由貿易地域であって、新法第42条第1項に規定する対象地域に該当していないものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域以外の地域は、施行日に同項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域とみなす。

5 省 略

## 四 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(連結：沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人で承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う沖縄の特定中小企業者に該当するものが、平成14年4月1日から平成24年3月31日までの間に、経営革新設備等でその製作若しくは建設の後、事業の用に供されたことのないものの取得又は経営革新設備等の製作若しくは建設をして、これを沖縄県の地域内においてその特定中小企業者のその経営革新のための事業の用に供した場合には、その経営革新設備等の取得価額の34%(建物及びその附属設備については、20%)の特別償却と15%(建物及びその附属設備については、8%)の税額控除との選択適用ができるというものです(措法42の10①②)。

なお、税額控除を適用する場合には、税額控除限度額は当期の法人税額の20%を上限とし、税額控除限度超過額は4年間の繰越しができることと

されています(措法42の10②~④)。

(注1) 承認経営革新計画とは、沖縄振興特別措置法第66条第5項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第2項に規定する承認経営革新計画をいいます(措法42の10①)。

(注2) 経営革新とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいい、新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいいます(中小企業新事業活動促進法2⑤⑥)。

(注3) 沖縄の特定中小企業者とは、沖縄振興特別措置法第66条第1項に規定する特定中小企業者をいいます。具体的には、特定業種(沖縄においてその業種における経営革新による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に

資すると認められる業種：55業種）に属する事業を行う沖縄の中小企業者をいい、中小企業者とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等をいいます（沖振法3十五、66①、中小企業新事業活動促進法2①、沖振令28）。

（注4） 経営革新設備等とは、承認経営革新計画に定める1台又は1基の取得価額が280万円以上の機械及び装置、1台又は1基の取得価額が120万円以上の電子計算機等の器具及び備品並びに一の取得価額が1,000万円以上の建物及びその附属設備をいいます（措法42の10①、措令27の10①、措規20の5①②）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の14）。

## 2 改正の内容

本制度は、適用期限（平成24年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の10、旧措

令27の10、旧措規20の5）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の14、旧措令39の44、旧措規22の27）。

## 3 適用関係

承認経営革新計画に係る承認を平成24年4月1日前に受けた法人が平成25年3月31日以前に取得等をする経営革新設備等については、本制度は、従来どおり適用できるとされています（改正法附則22①、改正措令附則12①、改正措規附則12）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則33①、改正措令附則19①、改正措規附則15）。

なお、この経過措置の適用がある場合において、租税特別措置法における税額控除制度等又は震災税特法における税額控除制度を適用する場合には、所要の読替えを行うこととする調整規定が設けられています（改正法附則22②③）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則33②③）。

## 五 その他の税額控除

試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度の適用期限が、平成26年3月31日まで2年延長されました（措法42の4⑨）。

た（措法42の4⑨）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の9⑨）。

## 第二 特別償却関係

### 一 特定設備等の特別償却

#### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、特定設備等でその製作若しくは建設の後、事業の用に供されたことのないものの取得又は特定設備等の製作若しくは建設をして、これ

をその法人の事業の用に供した場合には、初年度において、その特定設備等の取得価額（中小企業者等以外の法人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をした公害防止用設備については、取得価額の75%）の一定割合の特別償却ができるというものです（措法43①）。

対象となる特定設備等及び特別償却割合は、次のとおりです。

(1) 公害防止用設備（指定物質等回収設備、PCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備） 8%

(2) 船舶 16%（外航近代化船及び環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶については、18%）

（注） 外航近代化船については、船舶法第1条に規定する日本船舶に該当しないものを除きます。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の16）。

## 2 改正の内容

上記1(1)の公害防止用設備の特別償却制度について、次の見直しが行われました。

### (1) 対象設備の見直し

対象設備からPCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備が除外されました（平24.3.31財務省告示114）。連結納税制度の場合についても同様です。

### (2) 適用期限の延長

制度の適用期限が、平成26年3月31日まで2年延長されました（平24.3.31財務省告示114）。連結納税制度の場合についても同様です。

## 3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が平成24年4月1日以後に取得等をする公害防止用設備について適用し、法人が同日前に取得等をした公害防止用設備については、なお従前の例によることとされています（改正法附則24①、告示前文）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則35①）。

# 二 特定地域における工業用機械等の特別償却

## 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、一定の期間内に、次の表の特定地域において同表の特定事業の用に供する一定の要件を満たす設備の新設又は増設（以下「新增設」といいます。）をする場合において、その新增設に係る同表の工業用機械等の取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をして、これをその特定地域内においてその法人の特定事業の用に供したときは、初年度において、その工業用機械等の取得価額の一定割合の特別償却ができるというもので

す（措法45①）。

ただし、特別償却の対象となる工業用機械等の取得価額の合計額は、10億円を上限とすることとされています（措法45①）。

（注） 一定の要件を満たす設備は、一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が、次の表の(1)に係る措置にあっては2,000万円を超えるものと、同表の(2)から(4)までに係る措置にあっては1,000万円を超えるものとされています（措法45①、措令28の9②）。

	特定地域	特定事業	工業用機械等	償却割合
(1)	次に掲げる地区 イ 半島振興対策実施地域 ロ 過疎地域 ハ 離島振興対策実施地域 ニ 振興山村	製造業等	機械及び装置並びに建物及びその附属設備で、一定のもの	10%（建物及びその附属設備については、6%）

(2)	産業高度化地域	製造業等	機械及び装置、一定の器具及び備品並びに一定の建物及びその附属設備	34%（建物及びその附属設備については、20%）
(3)	自由貿易地域及び特別自由貿易地域	製造業等	機械及び装置並びに一定の建物及びその附属設備	50%（建物及びその附属設備については、25%）
(4)	沖縄の離島の地域	旅館業	旅館業用建物及びその附属設備	8%

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の27）。

## 2 改正の趣旨及び背景

「**第一 税額控除関係**」の「**三 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除**」の2のとおり、今般、「**沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）**」が平成24年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されています。

この法律においては、産業高度化地域並びに自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る制度を改組し、産業高度化・事業革新促進地域及び国際物流拠点産業集積地域に係る制度とすること等の改正が行われています。

なお、この改正に係る趣旨及び背景、内容の詳細並びに関係法令については、「**第一 税額控除関係**」の「**三 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除**」の2をご参照ください。

この沖縄振興特別措置法の一部改正等に伴い、本制度における産業高度化地域に係る措置並びに自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置が改組され、特別償却割合等に変更はありませんが、対象事業及び対象資産の見直し等が行われました。また、沖縄の離島の地域に係る措置の適用期限が延長されました。

## 3 改正の内容

### (1) 産業高度化地域に係る措置

本措置は、産業高度化・事業革新促進地域に係る措置に改組され（措法45①表二、措令28の

9①二②二⑧⑨）、産業高度化地域に係る措置は、適用期限（平成24年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法45①表二、旧措令28の9①二②⑧⑨）。

改組後の措置は、青色申告書を提出する法人で産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を受けた者に該当するものが、産業高度化・事業革新促進地域を定めた産業高度化・事業革新促進計画につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日から平成29年3月31日までの期間内に、その産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区内において製造業等の事業の用に供する一定の設備の新増設をする場合において、その新増設に係る工業用機械等の取得等をして、その法人のその事業の用に供したときは、初年度において、その工業用機械等の取得価額の34%（建物及びその附属設備については、20%）の特別償却ができるというものです。

改組後の措置の内容は、産業高度化地域に係る措置の内容と概ね同様であるため、異なる点について記載することとします。

なお、この改正に係る内容の詳細及び関係法令については、「**第一 税額控除関係**」の「**三 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除**」の3(3)をご参照ください。

#### ① 適用対象法人

本措置の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で、沖縄振興特別措置法第35条の3第5項に規定する認定事業者に該当するものに限ることとされています（措法45①、沖



振法35の3⑤)。

② 対象資産の取得価額の合計額

本措置の対象資産の取得価額の合計額は、20億円(改正前:10億円)を上限とすることとされています(措法45①)。

③ 新增設をする設備

新增設をする設備は、次のイ又はロのいずれか(改正前:イ)の規模の設備とされました(措法45①、措令28の9②二)。

イ 一の生産等設備で、これを構成する有形減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が500万円を超えるもの

④ 対象事業

イ 追加

対象に次の事業が追加されました(措法45①表二2欄、措令28の9⑧、沖振令4八~十一)。

i 沖縄振興特別措置法施行令第4条第8号に掲げる電気業(以下「電気業」といいます。)

ii 商品検査業

iii 計量証明業

iv 沖縄振興特別措置法施行令第4条第11号に掲げる研究開発支援検査分析業(以下「研究開発支援検査分析業」といいます。)

ロ 除外

対象から次の事業が除外されました(旧措令28の9⑧)。

i 広告代理業

ii ディスプレイ業

⑤ 対象となる建物及びその附属設備

上記④イの対象事業の追加に伴い、次の上記④イiからivまでの事業については、それぞれ次のイからニまでの建物及びその附属設備が対象とされました(措法45①表三2欄、措令28の9⑨四・六)。

イ 電気業 工場用の建物

ロ 商品検査業 事務所用又は作業場用の建物

ハ 計量証明業 事務所用又は作業場用の建物

ニ 研究開発支援検査分析業 事務所用、作業場用又は研究所用の建物

⑥ 適用期間

本措置の適用期間は、産業高度化・事業革新促進地域を定めた産業高度化・事業革新促進計画につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日から平成29年3月31日までの期間とされています(措法45①、措令28の9①二)。

ただし、産業高度化・事業革新促進計画の変更により新たに産業高度化・事業革新促進地域に該当することとなった場合には、その新たに産業高度化・事業革新促進地域に該当することとなった地区については、その変更につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日から平成29年3月31日までの期間とされています。

また、それぞれの期間内に産業高度化・事業革新促進計画の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなった場合には、その産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなった地区については、それぞれの期間の初日からその変更につき沖縄県知事の主務大臣に対する提出のあった日までの期間とされています。

(2) 自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置

本措置は、国際物流拠点産業集積地域に係る措置に改組され(措法45①表三、措令28の9①三②三⑩⑪)、自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置は、適用期限(平成24年3月31日)の到来をもって廃止されました(旧措法45①表三、旧措令28の9①三②⑩)。

改組後の措置は、青色申告書を提出する法人

が、国際物流拠点産業集積地域に係る指定の日から平成29年3月31日までの期間内に、その国際物流拠点産業集積地域として指定された地区内において製造業等の事業の用に供する一定の設備の新增設をする場合において、その新增設に係る工業用機械等の取得等をして、その法人のその事業の用に供したときは、初年度において、その工業用機械等の取得価額の50%（建物及びその附属設備については、25%）の特別償却ができるというものです。

改組後の措置の内容は、自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置の内容と概ね同様であるため、異なる点について記載することとします。

なお、この改正に係る内容の詳細及び関係法令については、「**第一 税額控除関係**」の「**三 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除**」の3(4)をご参照ください。

#### ① 対象資産の取得価額の合計額

本措置の対象資産の取得価額の合計額は、20億円（改正前：10億円）を上限とすることとされています（措法45①）。

#### ② 対象事業

対象に次の事業が追加されました（措法45①表三2欄、措令28の9⑩、沖振令4の2五～七）。

イ 沖縄振興特別措置法施行令第4条の2第5号に掲げる無店舗小売業（以下「無店舗小売業」といいます。）

ロ 沖縄振興特別措置法施行令第4条の2第6号に掲げる機械等修理業（以下「機械等修理業」といいます。）

ハ 沖縄振興特別措置法施行令第4条の2第7号に掲げる不動産賃貸業（以下「不動産賃貸業」といいます。）

#### ③ 対象となる建物及びその附属設備

上記②の対象事業の追加に伴い、次の上記

②イからハまでの事業については、それぞれ次のイからハまでの建物及びその附属設備が

対象とされました（措法45①表三3欄、措令28の9⑪）。

イ 無店舗小売業 事務所用、作業場用又は倉庫用の建物

ロ 機械等修理業 作業場用又は倉庫用の建物

ハ 不動産賃貸業 倉庫用の建物

#### ④ 適用期間

本措置の適用期間は、国際物流拠点産業集積地域に係る指定の日から平成29年3月31日までの期間とされています（措法45①、措令28の9①三）。

ただし、国際物流拠点産業集積地域の区域の変更により新たに国際物流拠点産業集積地域に該当することとなった場合には、その新たに国際物流拠点産業集積地域に該当することとなった地区については、その新たに国際物流拠点産業集積地域に該当することとなった日から平成29年3月31日までの期間とされています。

また、それぞれの期間内に国際物流拠点産業集積地域につきその指定の解除又はその区域の変更により国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなった場合には、その国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなった地区については、それぞれの期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とされています。

#### (3) 沖縄の離島の地域に係る措置

本措置の適用期限が、平成29年3月31日まで5年延長されました（措法45①、措令28の9①四）。

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)から(3)までと同様の改正が行われています（措法68の27①、措令39の56）。

## 4 適用関係

上記3(1)及び(2)の改正は、法人が平成24年4月1日以後に取得等をする工業用機械等について適

用し、法人が同日前に取得等をした工業用機械等については、なお従前の例によることとされています（改正法附則24②）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則35②）。

なお、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）附則の規定により、平成24年4月1日において指定された国際物流拠点産業集積地域とみなされる自由貿易地域及び特別自由貿易地域については、本制度においても国際物流拠点産業集積地域とみなして適用することとされています（改正法附則24③、沖振法一部改正法附則3④）。連結納税制度の場合についても同

様です（改正法附則35③）。

この国際物流拠点産業集積地域とみなされる地域において対象事業の用に供する設備の新增設をする場合における上記3(2)④の適用期間については、平成24年4月1日を国際物流拠点産業集積地域に係る指定の日とみなすこととされています（改正措令附則14①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則21①）。

関係法令については、「**第一 税額控除関係**」の「**三 沖縄の特定地域において工業用機械等**を取得した場合の法人税額の特別控除」の4をご参照ください。

## 三 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、適用事業年度において、平成14年4月1日から平成24年3月31日までの間に沖縄振興特別措置法の経営基盤強化計画の承認を受けた指定中小企業者に該当し、かつ、指定業種に属する事業でその経営基盤強化計画に係るものを主として営む場合には、その適用事業年度終了の日においてその法人の有する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について、普通償却限度額の27%の割増償却ができるというものです（措法46①）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の30）。

### 2 改正の内容

本制度は、適用期限（平成24年3月31日）の到

来をもって廃止されました（旧措法46、旧措令29）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の30、旧措令39の59）。

### 3 適用関係

経営基盤強化計画の承認を平成24年4月1日前に受けた指定中小企業者である法人の有する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、本制度は、従来どおり適用できることとされています（改正法附則24④⑤、改正措令附則14②）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則35④⑤、改正措令附則21②）。

## 四 特定再開発建築物等の割増償却

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が、昭和60年4月1日から平成25年3月31日までの間に、

特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これをその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度に

において、その特定再開発建築物等について、普通償却限度額の10%（(注)②の建築物については、50%）の割増償却ができるというものです（措法47の2①）。

(注) 特定再開発建築物等とは、①から③までの建築物に係る建物及びその附属設備並びに④の構築物をいいます（措法47の2③、措令29の5①～⑦、措規20の21①～③）。

- ① 都市再開発法の施設建築物
- ② 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物
- ③ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の特別特定建築物
- ④ 首都圏整備法等の既成市街地等の区域内に建築又は設置される雨水の有効利用又は地下への浸透を図るための雨水を貯留し、又は浸透する構築物（雨水貯留浸透施設）

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の35）。

## 2 改正の内容

都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物（上記1（注）②）に係る措置について、対象となる計画に都市再生特別措置法第19条の2第10項の規定により公表された同法第19条の10第2項に規定する整備計画を含めることとされました（措法47の2③二）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の35③二）。

(参考) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)  
(整備計画)

第19条の2 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成することができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載す

るものとする。

一 省 略

二 都市の国際競争力の強化を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 都市開発事業

ロ 省 略

三・四 省 略

3～9 省 略

10 協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

11 省 略

(民間都市再生事業計画の認定の特例)

第19条の10 協議会は、整備計画に第19条の2第2項第2号イに掲げる事業に関する事項として第20条第1項に規定する都市再生事業（同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることができる。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、あらかじめ、第21条第3項に規定する公共施設の管理者等の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第19条の2第10項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する第20条第1項の認定があったものとみなす。

(民間都市再生事業計画の認定)

第20条 都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であって、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下この節において「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定め



るところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

## 2 省 略

## 3 適用関係

上記2の改正は、法人が平成24年4月1日以後に取得又は新築をする特定再開発建築物等について適用することとされています（改正法附則24⑥）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則35⑥）。

## 五 その他の特別償却

共同利用施設の特別償却制度の適用期限が、平成25年3月31日まで1年延長されました（措法44の3①）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（措法68の24①）。

## 第三 準備金等関係

### 一 関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金〔関西国際空港用地整備準備金〕

#### 1 改正前の制度の概要

この制度は、関西国際空港株式会社又は中部国際空港の設置及び管理を行う指定会社が、適用事業年度において、関西国際空港又は中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができるというものです（措法57の7①⑤）。

これらの準備金は、適用事業年度の最後の事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された金額がある場合には、関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として計算した金額を益金の額に算入することとされています（措法57の7④⑦）。

（注1） 適用事業年度とは、空港用地を事業の用に供した日からその空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日まで

の期間内の日を含む青色申告書を提出する各事業年度をいいます（措法57の7②⑥）。

（注2） 積立限度額とは積立基準額と関西国際空港株式会社又は中部国際空港の設置及び管理を行う指定会社の当期の所得の金額の3分の2とのいずれか低い金額をいい、積立基準額とは空港用地の取得価額の10%と空港用地の取得価額から前事業年度から繰り越された準備金の金額を控除した金額とのいずれか低い金額をいいます（措法57の7①③⑤）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の57）。

#### 2 改正の趣旨及び背景

関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港としての機能の再生及び強化並びに関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」といいます。）の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需

要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とし、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置等を定めること等を内容とする「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）」が平成23年5月25日に公布され、平成24年7月1日から施行されることとなっています。

この法律においては、その目的に鑑み、両空港の一体的な運営を行う新関西国際空港株式会社を設立することとし、関西国際空港の空港用地については、国土交通大臣が指定する関西国際空港株式会社が保有及び管理を行い、新関西国際空港株式会社に貸し付けること等が規定されています。

この法律の制定に伴い、本制度について、次の改正が行われました。

### 3 改正の概要

本制度における関西国際空港整備準備金に係る措置が改組され、関西国際空港用地整備準備金制度とされました。

改組後の制度は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の指定会社が、適用事業年度において、空港用地整備費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を関西国際空港用地整備準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができるというものです（措法57の7①）。

この準備金は、適用事業年度の最後の事業年度後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された金額がある場合には、その適用事業年度の最後の事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額にその各事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して定める期間の月数で除して計算した金額を益金の額に算入することとされています（措法57の7④）。

なお、本制度における中部国際空港整備準備金に係る措置は、中部国際空港整備準備金制度として、引き続き存置されています（措法57の7の2）。

連結納税制度の場合についても同様です（措法68の57、68の57の2）。

## 4 改正の内容

### (1) 適用対象法人

適用対象法人は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下「設置管理法」といいます。）第12条第1項第1号に規定する指定会社（以下「指定会社」といいます。）とされています（措法57の7①）。

指定会社とは、次の要件を備える者の申請があった場合において国土交通大臣が指定する株式会社をいいます（設置管理法12①一、13①）。

① 新関西国際空港株式会社（以下「新関西会社」といいます。）がその発行済株式の総数の2分の1以上に当たる株式を保有している株式会社であって、特定空港用地保有管理事業を行うことを目的とするものであること（設置管理法13①一）。

（注） 特定空港用地保有管理事業とは、関西国際空港の設置及び管理に係る事業のうち、国土交通大臣が関西国際空港の空港用地（以下「空港用地」といいます。）の維持その他の管理の特殊性その他の事情を勘案して、空港用地の適正かつ確実な管理の実施及び新関西会社の経営基盤の強化を図るため空港用地の保有及び管理を新関西会社以外の者に行わせる必要があると認めて告示した区域において行われる空港用地の保有及び管理に係る事業をいいます（設置管理法9①一、12①）。

② 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に従って特定空港用地保有管理事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められるこ

と（設置管理法13①二）。

- ③ 基本方針に従って特定空港用地保有管理事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること（設置管理法13①三）。

なお、関西国際空港株式会社は、設置管理法附則の規定により、設置管理法の施行の時に、設置管理法第12条第1項第1号の規定による指定を受けたものとみなすこととされています（設置管理法附則20①）。

**（参考1） 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）**

（事業の範囲）

第9条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 両空港の設置及び管理

二～七 省略

2 省略

（事業の実施の特例）

第12条 関西国際空港に係る第9条第1項第1号の事業のうち、国土交通大臣が関西国際空港の空港用地（以下単に「空港用地」という。）の維持その他の管理の特殊性その他の事情を勘案して、空港用地の適正かつ確実な管理の実施及び会社の経営基盤の強化を図るため空港用地の保有及び管理を会社以外の者に行わせる必要があると認めて告示した区域において行われるものは、当該事業に係る空港用地の保有及び管理（以下「特定空港用地保有管理事業」という。）について次に掲げるところに従って行われなければならない。

一 国土交通大臣が指定する株式会社（以下「指定会社」という。）が当該空港用地を保有し、その管理を行うこと。

二 指定会社は、当該空港用地を会社に貸し付けること。

2 省略

（指定会社）

第13条 前条第1項第1号の規定による指定は、次に掲げる要件を備える者の申請があった場合において、行うものとする。

一 会社がその発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。第8項において同じ。）の総数の2分の1以上に当たる株式を保有している株式会社であって、特定空港用地保有管理事業を行うことを目的とするものであること。

二 基本方針に従って特定空港用地保有管理事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

三 基本方針に従って特定空港用地保有管理事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2～8 省略

9 国土交通大臣は、特定空港用地保有管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

附 則

（関西空港会社に対する指定会社のみなし指定等）

第20条 関西空港会社は、この法律の施行の時に、第12条第1項第1号の規定による指定を受けたものとみなす。（以下省略）

2・3 省略

**(2) 積立限度額**

積立限度額は、次の金額のうちいずれか低い金額とされています（措法57の7①、措令33の6の2①②）。

① 積立基準額

次の金額のうちいずれか低い金額

イ 空港用地取得価額基準額

指定会社の平成24年7月1日を含む事業年度開始の時にける空港用地の帳簿価額の10%に相当する金額（措法57の7①一イ、措令33の6の2①）

ロ 所得金額基準額

その適用事業年度の所得の金額のうち、空港用地整備債務の確実な返済及び空港用地の適正な管理に資するように指定会社及び新関空会社の所得の金額を基礎として計算した金額、すなわち、指定会社の適用事業年度の所得の金額（以下「指定会社所得金額」といいます。）のうち、指定会社所得金額と新関空会社のその適用事業年度終了の日を含む事業年度の所得の金額（以下「新関空会社所得金額」といいます。）との合計額の20%に相当する金額を超える部分の金額（措法57の7①一口、措令33の6の2②）

（注1） 空港用地整備債務とは、指定会社が設置管理法附則第3条第3項第1号に規定する吸収分割後に有する借入金その他の債務のうち空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務をいいます（措法57の7③）。

（注2） 指定会社所得金額は、関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合における適用事業年度の所得の金額とされています（措令33の6の2③）。

この適用事業年度の所得の金額の計算にあたっては、欠損金額控除後の所得の金額を基礎とすることとされており、法人税法第57条第1項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第58条第1項（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）及び第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用に

ついては、所要の読替えを行うこととされています（措令33の6の2③）。

なお、申告書別表の記載例については、「平成23年12月改正」の「法人税法の改正」の「三 欠損金の繰越控除」の（参考2）をご参照ください。

（注3） 新関空会社所得金額は、新関空会社のその適用事業年度終了の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には新関空会社のその連結事業年度の法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額とし、新関空会社のその適用事業年度終了の日を含む事業年度に欠損金額が生じた場合には指定会社所得金額と新関空会社所得金額との合計額は、指定会社所得金額からその事業年度の欠損金額（以下「新関空会社欠損金額」といいます。）を控除した金額とすることとされています（措令33の6の2②）。

この場合における新関空会社欠損金額は、その適用事業年度終了の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には新関空会社のその連結事業年度の法人税法第81条の18第1項に規定する個別欠損金額とし、その連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合にはその個別欠損金額にその連結欠損金額のうち新関空会社に帰せられる金額を加算した金額とすることとされています（措令33の6の2②）。

なお、新関空会社は、適用事業年度終了の日を含む事業年度終了後遅滞なく、指定会社に対し、その事業年度の新関空会社所得金額又は新関空会社欠損金額を通知しなければならないこととされています（措法57の7⑫、措令33の6の2⑥）。

② 累積限度基準額

空港用地整備債務の額から、その適用事業



年度終了の日における前事業年度から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額を控除した金額（措法57の7①二）

（注） 関西国際空港用地整備準備金の金額は、各事業年度終了の日までに益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又は前事業年度終了の日までに益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した後の金額とすることとされています。

### （参考2） 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律

（関西国際空港用地整備準備金）

第15条 指定会社は、毎事業年度末において、空港用地の整備に要する費用の支出に備えるために必要な金額を、国土交通省令で定めるところにより、関西国際空港用地整備準備金として積み立てなければならない。

附 則

（承継方針）

第3条 省 略

2 省 略

3 承継方針は、関西空港会社の事業等のうち、空港用地の保有及び管理以外の事業並びに当該事業に係る権利及び義務を、次に掲げるところにより会社に承継させるよう定めなければならない。

一 関西空港会社を吸収分割会社（会社法第758条第1号に規定する吸収分割会社をいう。）とし、会社を吸収分割承継会社（同法第757条に規定する吸収分割承継会社をいう。）とする吸収分割によること。

二 省 略

4・5 省 略

### （3） 適用事業年度

適用事業年度とは、積立期間内の日を含む各事業年度をいいます（措法57の7②）。

ただし、解散の日を含む事業年度及び清算中

の各事業年度並びに被合併法人の適格合併を除く合併の日の前日を含む事業年度を除き、青色申告書を提出する事業年度に限ることとされています（措法57の7②）。

なお、積立期間とは、設置管理法第12条第1項第2号の規定に基づき指定会社が新関空会社に対し空港用地を貸し付けた日から関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（平成24年政令第54号）第5条第2号に規定する貸付期間の満了の日までの期間をいうこととされています（措法57の7②、措令33の6の2④）。

この貸付期間の満了の日は、その満了の日が空港用地整備債務の返済の完了の日後となる場合には、その完了の日とすることとされています（措法57の7②）。

### （参考3） 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令（平成24年政令第54号）

（空港用地の貸付けの条件の基準）

第5条 法第13条第4項の政令で定める基準は、貸付料にあつては第1号に掲げる基準とし、貸付期間にあつては第2号に掲げる基準とする。

一 省 略

二 貸付期間の満了の日が平成72年3月31日以後であること。

### （4） 準備金の取崩し（益金算入）

#### ① 積立期間の経過による準備金の取崩し

関西国際空港用地整備準備金を積み立てている指定会社の適用事業年度の最後の事業年度（以下「基準事業年度」といいます。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額がある場合には、その関西国際空港用地整備準備金の金額については、基準事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額にその各事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して定める期間の月

数で除して計算した金額に相当する金額を、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています（措法57の7④）。

（注）月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（措法57の7⑧）。

この計算した金額は、その金額が前事業年度から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額を超える場合には、その繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額とすることとされています（措法57の7④）。

② 特定の事由による準備金の取崩し

指定会社が関西国際空港用地整備準備金を積み立てている場合において、次の場合に該当することとなったときは、次の場合の区分に応じた次の金額に相当する金額は、指定会社のその該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています（措法57の7⑤）。

（注1）適格合併又は適格分割型分割により空港用地を移転した場合は、次の場合から除くこととされています。

（注2）所得の金額の計算上、益金の額に算入するその該当することとなった日を含む事業年度は、次のロ i の場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度となります。

イ 設置管理法第16条の規定により設置管理法第12条第1項第1号の規定による指定が取り消された場合 その取り消された日における関西国際空港用地整備準備金の金額

ロ 譲渡、合併又は分割により空港用地を移転した場合 次の場合の区分に応じそれぞれ次の金額

i 合併により合併法人に空港用地を移転した場合 その合併の直前における関西国際空港用地整備準備金の金額

ii i の場合以外の場合 空港用地を移転した日における関西国際空港用地整備準備

金の金額

ハ 解散した場合 その解散の日における関西国際空港用地整備準備金の金額

なお、合併により解散した場合は、上記ロ i によることとし、この解散した場合からは除くこととされています。

ニ 上記①の積立期間の経過による準備金の取崩し、上記イからハまでの特定の事由による準備金の取崩し及び次の③の青色申告の承認の取消し等による準備金の取崩しの場合以外の場合において関西国際空港用地整備準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における関西国際空港用地整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

（参考4） 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律

（指定の取消し）

第16条 国土交通大臣は、指定会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項第1号の規定による指定を取り消すことができる。

一 特定空港用地保有管理事業を適正に行うことができないと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 第13条第9項の規定による命令に違反したとき。

③ 青色申告の承認の取消し等による準備金の取崩し

指定会社が、関西国際空港用地整備準備金を積み立てている場合において、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたときは、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日における関西国際空港用地整備準備金の金額は、他の準備金制度と同様に、そのいずれかの日を含む事業年度からその事業年度開始の

日以後2年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています（措法57の7⑥、措令33の6の2⑤）。

また、関西国際空港用地整備準備金を積み立てている法人が、その事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、その事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、その事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときは、その事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額は、他の準備金制度と同様に、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています（措法57の7⑦）。

#### (5) 申告要件

本制度は、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています

す（措法57の7⑨）。

#### (6) 適格合併又は適格分割型分割による準備金の引継ぎ

関西国際空港用地整備準備金を積み立てている指定会社が、被合併法人又は分割法人となる適格合併又は適格分割型分割によりその合併法人又は分割承継法人に空港用地を移転した場合には、関西国際空港用地整備準備金をその合併法人又は分割承継法人に引き継ぐものとするものとされています（措法57の7⑩⑪）。

#### (7) 連結納税制度

連結納税制度の場合についても、上記(1)から(6)までと同様の改正が行われています（措法68の57、措令39の84の2）。

## 5 適用関係

上記4の改正は、指定会社の平成24年7月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用することとされています（改正法附則25①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則36①）。

## 二 社会・地域貢献準備金

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、日本郵政株式会社が、日本郵政株式会社法の社会・地域貢献基金の積立てに係る適用事業年度において、社会・地域貢献資金の交付に備えるため、積立限度額以下の金額を社会・地域貢献準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができるというものです（措法57の9①）。

この準備金は、積立後10年を経過した金額がある場合には、その経過した日を含む事業年度以後10年間で均等額を取り崩して益金の額に算入するほか、社会・地域貢献資金の交付の財源に充てるため社会・地域貢献基金を取り崩した場合には、

その取り崩した日を含む事業年度においてその取り崩した金額に相当する金額を益金の額に算入することとされています（措法57の9③④）。

(注1) 適用事業年度とは、平成19年10月1日から次の日のうちいずれか早い日までの期間をいいます（措法57の9②）。

① 平成29年9月30日

② 社会・地域貢献基金の残高が最初に1兆円に達した日

(注2) 積立限度額とは、次の金額のうちいずれか少ない金額をいいます（措法57の9①）。

① 適用事業年度の利益金の額のうち社会・地域貢献基金に積み立てた金額

② 1兆円から前事業年度から繰り越され

た社会・地域貢献準備金の金額を控除した金額

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の58の2）。

## 2 改正の内容

本制度は、郵便事業株式会社が定める社会貢献業務計画及び郵便局株式会社が定める地域貢献業務計画に係る日本郵政株式会社の社会・地域貢献資金及び社会・地域貢献基金に係る制度の廃止に伴い、廃止されました（旧措法57の9、旧日本郵政会社法6、13、17、旧郵便事業会社法4、旧郵便局会社法6、旧措令33の8）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の改正が行われています（旧措法68の58の2、旧措令39の85の2）。

## 3 適用関係

上記2の改正は、日本郵政株式会社の郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律

第30号。以下「郵政民営化法等一部改正法」といいます。）の施行の日を含む事業年度開始の日前に開始した事業年度の所得の金額の計算については、なお従前の例によることとされています（改正法附則25②、郵政民営化法等一部改正法附則43）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則36②）。

また、日本郵政株式会社が郵政民営化法等一部改正法の施行の日を含む事業年度開始の日において有する社会・地域貢献準備金の金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされています（改正法附則25③、郵政民営化法等一部改正法附則43）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則36③）。

（注） 郵政民営化法等一部改正法の施行の日は、郵政民営化法等一部改正法の公布の日（平成24年5月8日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされています（郵政民営化法等一部改正法附則1）。

# 三 その他の準備金等

## 1 改正の内容

### (1) 損金算入限度額のうち所得金額基準の見直し

平成23年度改正における法人税法の改正により、欠損金の控除限度額が欠損金額控除前の所得の金額の80%相当額とされたことを踏まえ、次の準備金等の制度における損金算入限度額としてその事業年度の所得の金額を計算する場合には、法人税法第57条第1項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第58条第1項（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）及び第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定の適用については、所要の読替えを行うこととされました。

すなわち、これらの制度における損金算入限度額である当期の所得の金額は、欠損金額控除

後の所得の金額を基礎として計算することとされました。

- ① 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（措令35②）
- ② 農業経営基盤強化準備金（措令37の2②）
- ③ 農用地等を取得した場合の課税の特例（措令37の3③）

（注） 申告書別表の記載例については、「平成23年12月改正」の「法人税法の改正」の「三 欠損金の繰越し控除」の（参考2）をご参照ください。

### (2) 適用期限の延長

次の準備金制度の適用期限が、平成26年3月31日まで2年延長されました。

- ① 海外投資等損失準備金（措法55①）
- ② 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法55の5①）



③ 特定災害防止準備金（措法55の6①）

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（措法68の43①、68の44①、68の46①、措令39の89①、39の91②、39の92③）。

## 2 適用関係

上記1(1)の改正は、法人の平成24年4月1日以

後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正措令附則9）。連結納税制度の場合についても同様です（改正措令附則9）。

# 第四 土地税制関係

## 一 土地の譲渡等がある場合の特別税率

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、土地の譲渡等をした場合には、その土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に対し、通常の法人税とは別に、5%の税率による追加課税を行うというものです（措法62の3①）。

なお、株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地の譲渡益と認められるもの等についても、この追加課税の対象とされています（措法62の3②一）。

この譲渡利益金額とは、土地等の譲渡収入から取得価額及びその譲渡のために直接又は間接に要した経費の額を控除した金額をいいます（措法62の3②二）。

ただし、法人が平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間にした土地の譲渡等については、本制度の適用が停止されています（措法62の3③）。

また、次の(1)から(3)までの土地等の譲渡については、本制度を適用しないこととされています（措法62の3③～⑤）。

#### (1) 棚卸資産に該当する土地等の譲渡

棚卸資産に該当する土地等の譲渡については、原則として、本制度を適用しないこととされています（措法62の3③）。

この棚卸資産には、例えば、宅地建物取引業

者が譲渡する建売住宅の敷地等が該当しますが、取得後事業の用に供したことのある土地等については、本制度の適用対象となります（措令38の4⑨⑩）。

#### (2) 優良住宅地等のための譲渡に該当する土地等の譲渡

法人が、平成4年1月1日から平成25年12月31日までの間にその有する土地等の譲渡をした場合において、その土地等の譲渡が次の優良住宅地等のための譲渡に該当することにつき証明がされたときは、本制度を適用しないこととされています（措法62の3④）。

（注） 本制度を適用しないこととされている土地等の譲渡の範囲は、前掲の「**租税特別措置法等（所得税関係の住宅・土地税制等）の改正**」の「**六 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例**」の適用対象となる土地等の譲渡の範囲と同様です。

① 国若しくは地方公共団体に対する土地等の譲渡又は地方道路公社等の国若しくは地方公共団体に準ずる法人に対する収用対償地に充てるための土地等の譲渡

② 宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等に対する土

- 地等の譲渡でその譲渡した土地等がその業務を行うために直接必要であると認められるもの
- ③ 資産の取用換地等による土地等の譲渡  
(注) 取用換地等とは、土地取用法、都市計画法、都市再開発法その他の法律の規定による取用、買取り、換地処分、権利変換、交換、買収又は消滅をいいます。
- ④ 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の用に供するためにその施行者に対して行う土地等の譲渡
- ⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の用に供するためにその施行者に対して行う土地等の譲渡
- ⑥ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するために認定事業者に対して行う土地等の譲渡
- ⑦ 都市再生特別措置法の認定計画に係る都市再生事業の用に供するためにその都市再生事業の認定事業者に対して行う土地等の譲渡  
(注) 都市再生事業は、建築面積が1,500㎡以上の建築物の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が1 ha以上であること等の一定の要件を満たすものに限ることとされています。
- ⑧ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る都市再生整備事業の用に供するためにその都市再生整備事業の認定整備事業者に対して行う土地等の譲渡  
(注) 都市再生整備事業は、建築面積が1,500㎡以上の建築物の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が0.5ha以上であること等の一定の要件を満たすものに限ることとされています。
- ⑨ 次のマンション建替事業の用に供するためにそのマンション建替事業の施行者に対して行う土地等の譲渡  
イ マンションの建替えの円滑化等に関する法律による売渡請求、買取請求又は権利変換を希望しない旨の申出に基づくマンション建替事業
- ロ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行再建マンションの延べ面積が同法の施行マンションの延べ面積以上であること等の一定の要件を満たすマンション建替事業  
(注) ロのマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡は、隣接施行敷地に係る土地等の譲渡に限ることとされています。
- ⑩ 建築面積150㎡以上の建築物の建築事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡  
(注) 建築事業は、施行地区の面積が500㎡以上であること等の一定の要件を満たすものに限ることとされています。
- ⑪ 既成市街地等内において行われる特定の民間再開発事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡  
(注) 特定の民間再開発事業とは、地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の要件を満たす事業をいいます。
- ⑫ 都市計画法の開発許可又は土地区画整理事業の認可を受けて、1,000㎡以上の一団の宅地の造成が行われる一定の宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡
- ⑬ 都市計画法の開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成が行われる一定の住宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡
- ⑭ 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において、優良宅地の認定を受けた住宅建設の用に供される1,000㎡以上の一団の宅地の造成が行われる一定の住宅地造成事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡
- ⑮ 都市計画区域内において優良住宅の認定を

受けた25戸以上の一団の住宅又は15戸以上若しくは床面積1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅の建設が行われる一定の住宅建設事業の用に供するためにその事業者に対して行う土地等の譲渡

- ⑯ 住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人に対する仮換地の指定がされた土地等の譲渡のうち、その譲渡がその指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に行われるもので、一定の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供するために行う土地等の譲渡

### (3) 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等の譲渡

法人が、平成4年1月1日から平成25年12月31日までの間にその有する土地等の譲渡をした場合において、その土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときは、上記(2)と同様に、本制度を適用しないこととされています(措法62の3⑤)。

この確定優良住宅地等予定地のための譲渡とは、その譲渡の日から一定期間(予定期間)内に上記(2)⑫から⑯までの土地等の譲渡に該当することが確実であると認められることにつき証明がされた譲渡をいいます。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています(措法68の68)。

## 2 改正の内容

本制度を適用しないこととされている一定のマンション建替事業の用に供するためにそのマンション建替事業の施行者に対して行う土地等の譲渡(上記1(2)⑨)について、その対象となるマンション建替事業が良好な居住環境の確保に資するものに限定されました(措法62の3④九)。連結納税制度の場合についても同様です。

具体的には、マンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下「マンション建替円滑化法」といいます。)第2条第1項第4号に規定するマン

ション建替事業に係る同項第7号に規定する施行再建マンション(以下「施行再建マンション」といいます。)の住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める次の基準に適合する場合におけるそのマンション建替事業とされています(措令38の4⑯④、措規21の19②九、平24.3.31国土交通省告示395)。

- (1) 施行再建マンションの住戸の規模が、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則(以下「マンション建替円滑化法施行規則」といいます。)第15条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであること。

- (2) 施行再建マンションがマンション建替円滑化法施行規則第15条第2項の規定の適用を受けるものであり、かつ、その施行再建マンションの住戸の規模及び構造が次の①及び②に掲げる基準に適合するものであること。

- ① 施行再建マンションの各戸の専有部分の床面積の平均が、次のイからハまでに掲げる住戸の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める値以上であること。

イ マンション建替円滑化法第2条第1項第6号に規定する施行マンション(以下「施行マンション」といいます。)に現に居住するマンション建替円滑化法施行規則第15条第1項第1号に規定する単身者(以下「単身者」といいます。)の居住の用に供する住戸 25㎡

ロ 施行マンションに現に居住する60歳以上の者(単身者を除き、その者の有する施行マンションの区分所有権又は敷地利用権の価額を考慮して、施行再建マンションの住戸の専有部分の床面積を50㎡以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)が認める者に限り)の居住の用に供する住戸 30㎡

ハ イ及びロに掲げる住戸以外の住戸 50㎡

- ② 施行再建マンションの住戸の構造が、各戸の界壁(建築基準法施行令第78条の2に規定

する耐力壁である界壁を除きます。)の配置の変更により、各戸の専有部分の床面積を変更することができるものであること。

**(参考1) マンションの建替えの円滑化等に関する法律** (平成14年法律第78号)

(定義等)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 省 略

四 マンション建替事業 この法律(第5章を除く。)で定めるところに従って行われるマンションの建替えに関する事業及びこれに附帯する事業をいう。

五 省 略

六 施行マンション マンション建替事業を施行する現に存するマンションをいう。

七 施行再建マンション マンション建替事業の施行により建築された再建マンションをいう。

八 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第1項に規定する区分所有権をいう。

九 省 略

十 専有部分 区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。

十一・十二 省 略

十三 敷地利用権 区分所有法第2条第6項に規定する敷地利用権をいう。

十四・十五 省 略

2 省 略

**(参考2) マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則** (平成14年国土交通省令第116号)

(法第12条第7号の国土交通省令で定める住戸の規模、構造及び設備の基準)

第15条 法第12条第7号の国土交通省令で定める施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備の基準は次のとおりとする。

一 各戸が床面積(施行再建マンションの共用部分の床面積を除く。以下この条において同じ。)50平方メートル(現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。))がない者(以下この条において「単身者」という。)の居住の用に供する住戸にあっては、25平方メートル)以上であること。ただし、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住戸(単身者の居住の用に供するものを除く。)にあっては、当該住戸の床面積を30平方メートル以上とすることができる。

二 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2イに掲げる基準に適合する建築物、当該建築物以外の建築物で同条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するもの又はこれに準ずる耐火性能を有する構造の建築物として次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 外壁及び軒裏が、建築基準法第2条第8号に規定する防火構造であること。

ロ 屋根が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の2の2第1号及び第2号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

ハ 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に15分間以上耐える性能を有するものであること。

ニ イからハマでに掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

三 各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、住宅事情の実態により必要があると認められる場合においては、法第12条第7号の国土交通省令で定める施行再建マンションの住戸の



規模の基準を、各戸の床面積が50平方メートル（単身者の居住の用に供する住戸にあっては、25平方メートル）以下で都道府県知事が定める面積以上であることとすることができる。この場合においては、併せて、居住すべき者の年齢、所得その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる住戸（単身者の居住の用に供するものを除く。）にあっては、当該住戸の床面積を30平方メートル以下で都道府県知事が定める面積以上とすることができる旨を定めなければならない。

**（参考3） 租税特別措置法施行令の規定に基づき  
国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件**  
（平成24年3月国土交通省告示第395号）

租税特別措置法施行令第20条の2第9項、第38条の4第19項及び第42条の3第1項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第2条第1項第7号に規定する施行再建マンション（以下「施行再建マンション」という。）の住戸の規模及び構造の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 施行再建マンションの住戸の規模が、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。）第15条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであること。

二 施行再建マンションが施行規則第15条第2項の規定の適用を受けるものであり、かつ、当該施行再建マンションの住戸の規模及び構造が次のイ及びロに掲げる基準に適合するものであること。

イ 施行再建マンションの各戸の専有部分（法第2条第1項第10号に規定する専有部分をいう。以下同じ。）の床面積

の平均が、次の(1)から(3)までに掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める値以上であること。

(1) 法第2条第1項第6号に規定する施行マンション（以下「施行マンション」という。）に現に居住する施行規則第15条第1項第1号に規定する単身者（以下「単身者」という。）の居住の用に供する住戸 25平方メートル

(2) 施行マンションに現に居住する60歳以上の者（単身者を除き、その者の有する施行マンションの区分所有権（法第2条第1項第8号に規定する区分所有権をいう。）又は敷地利用権（同項第13号に規定する敷地利用権をいう。）の価額を考慮して、施行再建マンションの住戸の専有部分の床面積を50平方メートル以上とするために必要な費用を負担することが困難であると都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）が認める者に限る。）の居住の用に供する住戸 30平方メートル

(3) (1)及び(2)に掲げる住戸以外の住戸 50平方メートル

ロ 施行再建マンションの住戸の構造が、各戸の界壁（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第78条の2に規定する耐力壁である界壁を除く。）の配置の変更により、各戸の専有部分の床面積を変更することができるものであること。

### 3 適用関係

本制度は、適用停止中であることから、経過措置は設けられていません。連結納税制度の場合についても同様です。

## 二 収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例

### 1 改正前の制度の概要

#### (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

この制度は、法人の有する資産が土地収用法その他の法律の規定によって収用権が認められている事業等のために収用等をされ、その補償金、対価又は清算金（以下「補償金等」といいます。）の額の全部又は一部に相当する金額をもって、その収用等により譲渡した資産と同種の資産その他これに代わるべき資産（以下「代替資産」といいます。）の取得をする場合において、一定の要件の下で、収用換地等の場合の所得の特別控除（5,000万円控除）（措法65の2）との選択適用により、その代替資産につき、譲渡益の額（圧縮限度額）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額等をしたときは、圧縮記帳ができるというものです（措法64①）。

（注1） 棚卸資産は、本制度の対象となる法人の有する資産から除くこととされています。

（注2） 収用等とは、収用、買取り、換地処分、権利変換、買収又は消滅をいいます。(2)において同じです。

（注3） 代替資産の取得については、所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含むこととされています。(2)において同じです。

#### (2) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

この制度は、上記(1)の収用等による譲渡があったものの、その収用等のあった日を含む事業年度では代替資産の取得がなく、指定期間内に補償金等の額の全部又は一部に相当する金額をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、一定の要件の下に、その譲渡益の額の範囲内で、その収用等のあった日を含む事業年度の

確定した決算において特別勘定を設ける方法等により経理した場合に限り、上記(1)に準じて課税の特例を適用することができるというものです（措法64の2①）。

（注） 指定期間とは、収用等のあった日を含む事業年度終了の日の翌日から収用等のあった日以後2年を経過する日までの期間をいいます。

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)及び(2)と同様の措置が講じられています（措法68の70、68の71）。

### 2 改正の内容

#### (1) 適用対象の追加

平成23年8月30日に公布された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「環境汚染対処法」といいます。）」においては、附則第4条で土地収用法の改正が行われ、環境汚染対処法の汚染廃棄物等の処理施設整備事業が土地収用法の収用適格事業に追加されました（土地収用法3二十七の二）。

租税特別措置法自体の改正はありませんが、この土地収用法の改正によって土地収用法等を引用している箇所の対象範囲が拡充され、上記1(1)及び(2)の特例の適用対象に環境汚染対処法の汚染廃棄物等の処理施設に関する事業により土地等が買い取られる場合が追加されました。

（参考） 土地収用法（昭和26年法律第219号）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第3条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一～二十七 省 略

二十七の二 国が設置する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）による汚染廃棄物等の処理施設  
二十八～三十五 省 略

## (2) 簡易証明制度の対象となる事業の追加

上記1(1)及び(2)の特例については、確定申告書等に取用等の事由に該当して資産を譲渡したことを証する書類（以下「取用等の証明書」といいます。）の添付がある場合に限り、適用を受けることができることとされています（措法64④、64の2⑬、措規22の2④）。

この取用等の証明書は、原則的には、土地取用法等の規定に基づく取用事業としての認定（以下「事業認定」といいます。）を受けていることを証する書類とされていますが、道路法による道路や地方公共団体の設置する小学校等の用地などの一定の資産については、事業認定の確実性、地域の特定性あるいは事業の緊急性といった観点から、事業認定がなくても、その用地の買取り（使用を含みます。）をする施行者

の証明書があれば足りることとされており、これを一般に簡易証明制度と呼んでいます（措規14⑤三）。

今般、所得税関係の改正において、この簡易証明制度の対象となる事業（いわゆる特掲事業）の範囲に、国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターの用地買収事業が追加されました（措規14⑤三イ）。

法人税関係についても同様となります（措規22の2④一、22の64③）。

なお、この改正の趣旨・経緯等については、前掲の「租税特別措置法等（所得税関係の住宅・土地税制等）の改正」の「八 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の改正」をご参照ください。

## 3 適用関係

上記2(2)の所得税関係の改正は、個人が平成24年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行った資産の譲渡については、なお従前の例によることとされています（改正措規附則7①）。法人税関係についても同様です。

## 三 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（連結：特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）（1,500万円特別控除）

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、法人の有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合に該当することとなった場合については、一定の要件の下で、その譲渡益の額のうち年1,500万円までは、その譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるというものです（措法65の4①）。

この特別控除の適用対象となる「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次の

場合をいいます（措法65の4①）。

- (1) 地方公共団体等が行う住宅建設又は宅地造成事業の用に供するために土地等が買い取られる場合
- (2) 取用の対償地に充てるために土地等が買い取られる場合
- (3) 平成6年1月1日から平成23年12月31日までの間に、一団の宅地の造成に関する事業又は一団の住宅建設に関する事業の用に供するために土地等が買い取られる場合
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律の買取り協

- 議に基づき土地等が地方公共団体等により買取られる場合
- (5) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が特定空港の設置者に買取られる場合
- (6) 地方公共団体又は沿道整備推進機構が沿道整備道路の沿道の整備のために行う一定の事業の用に供するために沿道地区計画の区域内にある土地等がこれらの者に買取られる場合
- (7) 地方公共団体又は防災街区整備推進機構が防災街区としての整備のために行う一定の事業の用に供するために特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内にある土地等がこれらの者に買取られる場合
- (8) 地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が認定中心市街地の整備のために行う一定の事業の用に供するために認定中心市街地の区域内にある土地等がこれらの者に買取られる場合
- (9) 地方公共団体又は景観整備機構が景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために景観計画の区域内にある土地等がこれらの者に買取られる場合
- (10) 地方公共団体又は都市再生整備推進法人が都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために都市再生整備計画の区域内にある土地等がこれらの者に買取られる場合
- (11) 地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人が認定重点区域における認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために認定重点区域内にある土地等がこれらの者に買取られる場合
- (12) 地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画に基づく工業用地等の造成事業の用に供するために土地等がこれらの者に買取られる場合
- (13) 次の事業の用に供するために、土地等が地方公共団体の出資に係る法人等により買取られる場合
- ① 商店街活性化法の認定商店街活性化事業計画に基づく一定の商店街活性化事業又は同法の認定商店街活性化支援事業計画に基づく一定の商店街活性化支援事業
- ② 中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく一定の中小小売商業高度化事業
- ③ 食品流通構造改善促進法の認定を受けた計画に基づく食品商業集積施設整備事業
- (14) 農業協同組合が行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすものの用に供するために農地等が買取られる場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業活性化資金の融資を受けて行う土地の造成に関する事業で一定の要件を満たすものの用に供するために土地等が買取られる場合
- (15) 総合特別区域法の共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で一定の要件に該当するものとして市町村長又は特別区の区長が指定したものの用に供するために土地等が買取られる場合
- (16) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の認定を受けた整備計画に基づいて行われる特定施設の整備事業の用に供するために土地等が地方公共団体の出資に係る法人等により買取られる場合
- (17) 広域臨海環境整備センター法の認可を受けた基本計画に基づいて行われる廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等が広域臨海環境整備センターにより買取られる場合
- (18) 生産緑地法の買取申出等に基づき生産緑地地区内の土地が地方公共団体等により買取られる場合
- (19) 国土利用計画法の規制区域内の土地等が地方公共団体により買取られる場合
- (20) 国土利用計画法の土地利用基本計画に定められた学園都市計画等の地域の開発保全整備計画に係る事業の用に供するために土地等が国又は



地方公共団体等買い取られる場合

- (21) 大都市地域住宅等供給促進法の買取申出等に基づき土地区画整理促進区域等内の土地等が地方公共団体等買い取られる場合又は一定の土地区画整理事業による公営住宅等の用地のため若しくは拠点整備土地区画整理事業による公益的施設の用地に充てるための保留地とするために換地を取得しないで換地処分により土地等を譲渡した場合
- (22) 土地区画整理事業の施行に伴い、一定の既存不適格建築物の敷地について換地を定めることが困難である場合に清算金を取得する場合
- (23) マンション建替事業の施行に伴い、やむを得ない事情により、土地等に係る権利変換により補償金を取得する場合又は売渡し請求若しくは買取請求により土地等が買い取られた場合
- (24) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の管理地区内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特別保護地区内の土地のうち天然記念物として指定された鳥獣の生息地等が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合
- (25) 自然公園法の都道府県立自然公園の区域内のうち条例により特別地域として指定された一定の地域内の土地又は自然環境保全法の都道府県立自然環境保全地域のうち条例により特別地区として指定された一定の地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合
- (26) 農業経営基盤強化促進法の買取協議に基づき農用地区域内にある農用地が農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合  
この「特定住宅地造成事業等のために買い取ら

れる場合」に該当することとなった土地等の譲渡の日を含む事業年度のうち同一の年に属する期間中に、その該当することとなった土地等のいずれかについて、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法65の7から65の9まで）等の適用を受けた場合には、その該当することとなった土地等のいずれについても、本制度は適用できないこととされています。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の75）。

## 2 改正の内容

### (1) 適用対象の見直し

本特例の適用対象となる上記1(3)の場合から、一団の住宅建設に関する事業の用に供するために土地等が買い取られる場合が除外されました（旧措法65の4①三、旧措令39の5⑥⑪、旧措規22の5①五③）。連結納税制度の場合についても同様です。

### (2) 適用期限の延長

一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために土地等が買い取られる場合（上記1(3)）に係る措置の適用期限が、平成26年12月31日まで3年延長されました（措法65の4①三）。連結納税制度の場合についても同様です。

## 3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が平成24年1月1日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則27①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則38①）。

# 四 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

## 1 改正前の制度の概要

この制度は、法人が、昭和45年4月1日から平

成26年3月31日まで（下記(9)の長期所有土地等の買換えの場合には、平成10年1月1日から平成23年12月31日まで）の期間内に、その有する特定の

地域内にある事業用の土地等、建物等及び日本船舶（以下「譲渡資産」といいます。）の譲渡をし、その譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度において、一定の要件に該当する土地等、建物等、機械装置及び日本船舶等（以下「買換資産」といいます。）の取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその買換資産を特定の地域内において事業の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その買換資産につき、譲渡益の額の80%（圧縮限度額）の範囲内で、その買換資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき等について、圧縮記帳を行うことができるというものです（措法65の7）。

また、特別勘定を設けた場合（措法65の8）及び本制度の対象となる譲渡資産を交換した場合（措法65の9）についても、同様の措置が講じられています。

この制度における買換えの態様は、次のとおりです。

- (1) 所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え
- (2) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え
- (3) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え
- (4) 誘致区域（誘致度の非常に高い地域）の外から内への買換え
- (5) 都市開発区域等（誘致度が誘致区域よりやや低い区域）及び誘致区域の外から都市開発区域等の内への買換え
- (6) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域（人口集中地区）内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え
- (7) 農業振興地域の整備に関する法律の勧告に係る協議、調停又はあっせんによる農用地区域等内にある土地等の買換え
- (8) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え
- (9) 国内にある土地等、建物又は構築物で、所有

期間が10年を超えるものから国内にある土地等、建物、構築物若しくは機械装置又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え

- (10) 日本船舶から日本船舶への買換え

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の78～68の80）。

## 2 改正の内容

### (1) 買換資産の見直し

所有期間10年超の長期所有土地等、建物又は構築物から国内にある土地等、建物、構築物又は機械装置等への買換え（上記1(9)に係る措置の対象となる買換資産について、次の見直しが行われました。

① 土地（土地の上に存する権利を含みます。以下「土地等」といいます。）の範囲が、次の土地等でその面積が300㎡以上のものに限定されました（措法65の7①表九下欄）。

イ 特定施設の敷地の用に供される土地等

特定施設とは、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設をいい、福利厚生施設に該当するものは除くこととされています（措令39の7⑧）。

なお、この土地等には、その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含むこととされています。

ロ 駐車場の用に供される土地等で建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについてやむを得ない事情があるもの

この「やむを得ない事情」とは、次の(イ)から(ニ)までの手続その他の行為が進行中であることにつきその手続の区分に応じそれぞれ次の(イ)から(ニ)までの書類により明らかにされた事情をいいます（措令39の7⑧、措規22の7②、平24.4.27国土交通省告示507）。

(イ) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可（いわゆる開発許可）の手続……その許可に係る同法第30条第1

項の申請書の写し又は同法第32条第1項若しくは第2項の協議に関する書類の写し

- (ロ) 建築基準法第6条第1項に規定する確認（いわゆる建築確認）の手続……その確認に係る同項の申請書の写し
- (ハ) 文化財保護法第93条第2項に規定する発掘調査……同項の規定によるその発掘調査の実施の指示に係る書類の写し
- (ニ) 建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続で建物又は構築物の敷地の用に供されていないことがその手続を理由とするものであることにつき国土交通大臣が証明したもの……国土交通大臣の証明をしたことを証する書類の写し

(注) これらの書類は、この措置の適用を受けるために確定申告書等に添付する書類とされています（措規22の7⑤八）。

法人が取得をした土地等の面積が300㎡以上であるかどうかの判定については、その土地等が2以上の者の共有とされるものである場合には、その土地等の総面積にその法人の共有持分の割合を乗じて計算した面積をもって判定することとなります。

例えば、総面積が1,200㎡である土地等のその法人の共有持分の割合が30%となる場合における判定に係る面積は、360㎡（1,200㎡×30%）となります。

なお、その土地等が区分所有に係る特定施設の敷地の用に供されるものである場合であっても、上記の場合と同様に、その区分所有に係る専有部分の床面積の割合を乗じて計算することとなります。

- ② 貨物鉄道事業用の機関車の範囲から、専ら車両の入換えを行うために使用される機関車（いわゆる入換機関車）が除外されました（措令39の7⑧）。

(参考1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）

（開発行為の許可）

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内

において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
- 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 四 都市計画事業の施行として行う開発行為
- 五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
- 六 市街地再開事業の施行として行う開発行為
- 七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
- 八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

九 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）

第2条第1項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第22条第2項の告示がないものにおいて行う開発行為

十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 前項第3号、第4号及び第9号から第11号までに掲げる開発行為

3 省 略

（許可申請の手続）

第30条 前条第1項又は第2項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模

二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」という。）の用途

三 開発行為に関する設計（以下この節において「設計」という。）

四 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。）

五 その他国土交通省令で定める事項

2 省 略

（公共施設の管理者の同意等）

第32条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 省 略

（参考2）建築基準法（昭和25年法律第201号）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規



模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

二 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの

三 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの

四 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2～15 省略

（参考3）文化財保護法（昭和25年法律第214号）

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 省略

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成

のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

## (2) 適用期限の延長

所有期間10年超の長期所有土地等、建物又は構築物から国内にある土地等、建物、構築物又は機械装置等への買換え（上記1(9)）に係る措置の適用期限が、平成26年12月31日まで3年延長されました（措法65の7①、65の8①、65の9）。

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（措法68の78①、68の79①、68の80、措令39の106③、措規22の69②⑤八）。

## 3 適用関係

上記2(1)の改正は、法人が平成24年1月1日以後に譲渡資産（租税特別措置法65条の7第1項の表の第9号の上欄に掲げる資産をいいます。以下同じです。）の譲渡をして、同日以後に買換資産（同号の下欄に掲げる資産をいいます。以下同じです。）の取得をする場合のその買換資産及びその買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が同日前に譲渡資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした買換資産又は同日以後に取得をする買換資産及びこれらの買換資産に係る特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が同日以後に譲渡資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした買換資産については、なお従前の例によることとされています（改正法附則27②、改正措令附則15）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則38②、改正措令附則26）。

## 五 特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の所得の特別控除（創設）

### 1 制度の内容

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切

な利用の推進に関する特別措置法第14条第1項に規定する特定駐留軍用地内の土地を有する法人が、同法第16条第1項の土地の買取りの協議に基づき、

その土地の買取りの協議を行う同条第2項に規定する地方公共団体等にその土地の譲渡をしたときは、その譲渡は、租税特別措置法第65条の2第1項に規定する取用換地等による譲渡に該当するものとみなして、取用換地等の場合の所得の特別控除（5,000万円特別控除）の適用を受けることができることとされました（沖特令63の3④）。

この制度の創設の趣旨、特定駐留軍用地内の土地の買取制度の概要及び関係法令については、前掲の「**租税特別措置法等（所得税関係の住宅・土地税制等）の改正**」の「十一 特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設」をご参照ください。

（注） この制度は、確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その確定申告書等にその金額

の計算に関する明細書並びにその譲渡が土地の買取りの協議に基づき行われたものである旨及びその土地の譲渡に係る対価の額を証する書類の添付がある場合に限り、適用することとされています（沖特令63の3②、沖特省令11の3）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（沖特令63の4、沖特省令11の4）。

## 2 適用関係

この制度は、法人が平成24年4月1日以後に買取りの協議に基づき土地の譲渡をした場合について適用することとされています（沖特令63の3①）。連結納税制度の場合についても同様です（沖特令63の4①）。

# 第五 その他の特別措置関係

## 一 沖縄の認定法人の所得の特別控除（連結：沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）

### 1 改正前の制度の概要

この制度は、青色申告書を提出する内国法人で次の表の認定法人に該当するものが、その内国法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度において、同表の特別地区内で行われる同表の特定事業に係る所得の金額を有する場合には、その事業年度の所得の

金額の計算上、軽減対象所得金額の35%を損金の額に算入することができるというものです（措法60①、措令36④～⑦）。

ただし、金融業務特別地区に係る認定法人にあつては、金融業務特別地区内において金融業務に係る事業に従事する従業員の人件費の20%を限度とすることとされています。

	認定法人	特別地区	特定事業
(1)	沖縄振興特別措置法の情報通信産業振興計画に係る主務大臣の同意の日から平成24年3月31日までの間に、専ら同計画に定められた情報通信産業特別地区内において特定事業を行うこと等の要件を満たす旨の主務大臣の認定を受けた法人	同意を得た情報通信産業振興計画（変更の同意があつたときは、その変更後のもの）において情報通信産業特別地区として定められている地区	特定情報通信事業

(2)	沖繩振興特別措置法の特別自由貿易地域に係る主務大臣の指定の日から平成24年 3 月 31 日までの間に、専ら同地域内において特定事業を行うこと等の要件を満たす旨の主務大臣の認定を受けた法人	特別自由貿易地域として指定された地区（同地区に係る変更があったときは、その変更後の地区）	製造業、倉庫業又はこん包業
(3)	沖繩振興特別措置法の金融業務特別地区に係る主務大臣の指定の日から平成24年 3 月 31 日までの間に、専ら同地区内において特定事業を行うこと等の要件を満たす旨の主務大臣の認定を受けた法人	金融業務特別地区として指定された地区（同地区に係る変更があったときは、その変更後の地区）	金融業務に係る事業

(注) 軽減対象所得金額とは、特定事業により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき所得の金額をいい、全所得金額を限度とすることとされています（措法60①、措令36④）。

なお、連結納税制度の場合についても、同様の措置が講じられています（措法68の63）。

## 2 改正の趣旨及び背景

「**第一 税額控除関係**」の「**三 沖縄の特定地域において工業用機械等**を取得した場合の法人税額の特別控除」の2のとおり、今般、「沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）」が平成24年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されています。

この法律においては、従来の情報通信産業特別地区及び特別自由貿易地域に係る制度を改組し、新たな情報通信産業特別地区及び国際物流拠点産業集積地域に係る制度とすること等の改正が行われています。

なお、この改正に係る趣旨及び背景、内容の詳細並びに関係法令については、「**第一 税額控除関係**」の「**三 沖縄の特定地域において工業用機械等**を取得した場合の法人税額の特別控除」の2をご参照ください。

この沖繩振興特別措置法の一部改正等に伴い、本制度における情報通信産業特別地区に係る措置及び特別自由貿易地域に係る措置については改組され、所得控除割合の引上げ等が行われ、金融業務特別地区に係る措置については所得控除割合の引上げ、認定期限の延長等が行われました。

## 3 改正の内容

### (1) 情報通信産業特別地区に係る措置

本措置は、新たな情報通信産業特別地区に係る措置に改組され（措法60①表一）、従来の情報通信産業特別地区に係る措置は、認定期限（平成24年 3 月 31 日）の到来をもって廃止されました（旧措法60①表一）。

改組後の措置は、青色申告書を提出する内国法人で新たな情報通信産業特別地区に係る指定の日から平成29年 3 月 31 日までの間に新たな情報通信産業特別地区に係る主務大臣の認定を受けたものが、その内国法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度において、新たな情報通信産業特別地区内で行われる特定情報通信事業に係る所得の金額を有する場合には、その事業年度の所得の金額の計算上、軽減対象所得金額の40%を損金の額に算入することができるというものです。

(注) 改組後の情報通信産業特別地区は、主務大臣が、沖繩県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる要件を備えている地区として指定することができることとされており、主務大臣は、情報通信産業特別地区を指定するときは、その名称及び区域を官報で公示しなければならないこととされています（沖振法29①～③）。

なお、主務大臣は、沖繩県知事の申請に基づき、又は情報通信産業特別地区の区域の全

部若しくは一部が特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる要件を欠くに至ったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、同地区の指定を解除し、又は同地区の区域を変更することができることとされています（沖振法29④⑤）。

**（参考1） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）**

（情報通信産業特別地区の指定）

第29条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を情報通信産業特別地区として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、情報通信産業特別地区を指定するときは、当該情報通信産業特別地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 前項に定める場合のほか、主務大臣は、情報通信産業特別地区の区域の全部又は一部が第1項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

**（参考2） 沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）**

（情報通信産業特別地区の要件）

第10条 法第29条第1項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 その地区又はその地区の周辺の地域に、研究施設等が相当数存在すること。

二 高度な情報通信基盤が整備されていること。

三 その地区に特定情報通信事業が立地することが、沖縄における情報通信産業の集積を促進するため効果的であると認められ、かつ、特定情報通信事業が提供する役務に係る需要の動向に照らして適当なものであると認められること。

改組後の措置の内容は、従来の情報通信産業特別地区に係る措置の内容と概ね同様であるため、異なる点について記載することとします。

① 認定法人

イ 認定要件

情報通信産業特別地区及び特定情報通信事業に係る「専ら」要件が緩和され、情報通信産業特別地区の区域内において専ら特定情報通信事業を行う法人については、情報通信産業特別地区の区域外の事業所における従業員数がその法人の常時使用従業員数の20%又は3人のいずれか多い数以下である場合には、その事業所においてその法人の特定情報通信事業に関連する業務のうち一定のもの（次の(=) i から vii までの業務）を行うことができることとされました（沖振法30①、沖振令11②二～四）。

この見直しを含む認定法人に係る要件は、次のとおりです。

(イ) 情報通信産業特別地区の区域内において設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること（沖振法30①）。

(ロ) その法人の常時使用する従業員の数が10人以上であること（沖振法30①、沖振令11①）。

(ハ) その法人が合併により設立された法人であり、かつ、その設立に係る合併法人



及び被合併法人のいずれかの法人がその設立の前に情報通信産業特別地区の区域内において特定情報通信事業を営んでいた場合等に該当するときにおいて、その設立の後、10年から同区域内において同事業を開始した日が最も早い法人が同事業を行っていた期間を減じた期間等を経過していないこと（沖振法30①、沖振令11②一、情報特区事業認定申請等命令1の2）。

(ニ) 情報通信産業特別地区の区域内においては、専ら特定情報通信事業を営む法人であって、同区域外にあるその法人の事業所においては、次の業務以外の業務を行わないものであること（沖振法30①、沖振令11②二・三）。

- i その法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- ii その法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
- iii その法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- iv その法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- v その法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務
- vi その法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務
- vii 上記 i から vi までの業務に付随して行う業務

(ホ) 情報通信産業特別地区の区域外にあるその法人の事業所において上記(ニ) i から vii までの業務に従事する従業員の数がその法人の常時使用する従業員の数の20%又は3人のいずれか多い数以下であること（沖振法30①、沖振令11②四）。

なお、情報通信産業特別地区において行われる特定情報通信事業には、情報通信産業特別地区以外の地域において行われる特

定情報通信事業に関連する上記(ニ) i から vii までの業務に係る事業を含むこととされています（措法60①、措令36②一）。

### (参考3) 沖縄振興特別措置法

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第30条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

- 2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 主務大臣は、第1項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

### 4 省 略

(課税の特例)

第31条 省 略

- 2 前条第1項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

### (参考4) 沖縄振興特別措置法施行令

(事業認定の要件等)

第11条 法第30条第1項の政令で定める数は、10人とする。

- 2 法第30条第1項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、10年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

二 情報通信産業特別地区の区域内においては、専ら特定情報通信事業を営むもの

であること。

三 当該法人の事業所であって情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。

イ 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務

ロ 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務

ハ 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務

ニ 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

ホ 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務

ヘ 当該法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務

ト イからへまでに掲げる業務に付随して行う業務

四 当該法人の事業所であって情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の10分の2に相当する数又は3人のいずれか多い数以下であること。

(参考5) 情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令（平成14年内閣府・総務省・経済産業省令第1号）（令第11条第2項第1号に規定する主務省令で定める場合及び期間）

第1条の2 令第11条第2項第1号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する主務省令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下この条において「法」という。）第30条第1項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合

併を行った法人のうちいずれかの法人が情報通信産業特別地区の区域内において特定情報通信事業を営んでいた場合 当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

二 法第30条第1項に規定する法人が情報通信産業特別地区の区域内において特定情報通信事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該地区の区域内において当該事業を行っていた期間

ロ 認定期間

本措置の適用対象法人に係る認定期間は、情報通信産業特別地区に係る指定の日から平成29年3月31日までの期間とされています（措法60①表一上欄）。

ただし、情報通信産業特別地区に変更があった場合で、新たに情報通信産業特別地区に該当することとなった地区に係る指定の日は、その新たに情報通信産業特別地区に該当することとなった日とすることとされていることから、この場合における認定期間は、その新たに情報通信産業特別地区に該当することとなった日から平成29年3月31日までの期間となります（措法60⑥、措令36⑦）。

なお、情報通信産業特別地区に変更があった場合で、情報通信産業特別地区に該当しないこととなった地区に係る認定期間は、その情報通信産業特別地区に係る指定の日からその情報通信産業特別地区に該当しないこととなった日までの期間となります（措法60①表一上欄・中欄）。

② 特定事業

対象となる特定情報通信事業に、次の事業が追加されました（措法60①表一下欄、沖振法3七、沖振令2四・五、情報特区事業認定申請等命令1）。

イ バックアップセンター事業（沖振法三七、  
沖振令二四）

（注） バックアップセンター事業とは、自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情によりその顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場合その他のその情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管されたその顧客の情報をその顧客に提供する事業をいいます（沖振令二四）。

ロ セキュリティーデータセンター事業（沖振法三七、沖振令二五、情報特区事業認定申請等命令一）

（注） セキュリティーデータセンター事業とは、入場及び出場が写真、指紋又は手の静脈の画像情報その他の個人を識別することができる情報によって、特定の個人を識別する方法により管理される場所に設置される電子計算機であって、不正アクセス行為を防止するために必要な措置その他の顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業をいいます（沖振令二五、情報特区事業認定申請等命令一）。

なお、この改正は、沖繩振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第97号）における沖繩振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）の改正により行われています。

（参考6） 沖繩振興特別措置法

（定義）

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六 省 略

七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式に

よる発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。

八～十六 省 略

（参考7） 沖繩振興特別措置法施行令

（特定情報通信事業）

第2条 法第3条第7号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一～三 省 略

四 自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を当該顧客に提供する事業

五 入場及び出場が主務省令で定める方法により管理される場所に設置される電子計算機であって、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置その他の顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業

（参考8） 情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令

（令第2条第5号の主務省令で定める方法）

第1条 沖繩振興特別措置法施行令（以下「令」という。）第2条第5号の主務省令で定める方法は、写真、指紋又は手の静脈の画像情報その他の個人を識別することができる情報によって、特定の個人を識別する方法をいう。

③ 所得控除割合

本措置の所得控除割合が、40%（改正前：35%）とされました（措法60①）。

(2) 特別自由貿易地域に係る措置

本措置は、国際物流拠点産業集積地域に係る措置に改組され（措法60①表二）、特別自由貿易地域に係る措置は、認定期限（平成24年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法60①表二）。

改組後の措置は、青色申告書を提出する内国法人で国際物流拠点産業集積地域に係る指定の日から平成29年3月31日までの間に国際物流拠点産業集積地域に係る主務大臣の認定を受けたものが、その内国法人の設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度において、国際物流拠点産業集積地域内で行われる特定国際物流拠点事業に係る所得の金額を有する場合には、その事業年度の所得の金額の計算上、軽減対象所得金額の40%を損金の額に算入することができるというものです。

（注1） 国際物流拠点産業集積地域については、「**第一 税額控除関係**」の「**三 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除**」の3(4)をご参照ください。

（注2） 特定国際物流拠点事業とは、国際物流拠点産業に属する事業のうち、倉庫業、こん包業、無店舗小売業、機械等修理業及び製造業をいいます（沖振法3十二、沖振令4の2、4の3）。

(参考9) 沖縄振興特別措置法

(定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十 省略

十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において

積み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設を設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。

十二 特定国際物流拠点事業 国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれるものとして政令で定めるものをいう。

十三～十六 省略

(参考10) 沖縄振興特別措置法施行令

(国際物流拠点産業)

第4条の2 法第3条第11号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 省略

二 倉庫業

三 こん包業

四 省略

五 無店舗小売業（訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点（法第3条第11号に規定する国際物流拠点をいう。以下同じ。）において積み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。）

六 機械等修理業（国際物流拠点において積み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。）

七 省略

八 製造業

(特定国際物流拠点事業)

第4条の3 法第3条第12号の政令で定める事業は、前条第2号、第3号、第5号、第6号及び第8号に掲げる事業とする。

改組後の措置の内容は、特別自由貿易地域に係る措置の内容と概ね同様であるため、異なる点について記載することとします。

① 認定法人

イ 認定要件



国際物流拠点産業集積地域及び特定国際物流拠点事業に係る「専ら」要件が緩和され、国際物流拠点産業集積地域の区域内において専ら特定国際物流拠点事業を行う法人については、国際物流拠点産業集積地域の区域外の事業所における従業員数がその法人の常時使用従業員数の20%又は5人のいずれか多い数以下である場合には、その事業所においてその法人の特定国際物流拠点事業に関連する業務のうち一定のもの（次の(二) i から iii までの事業に係るそれぞれの業務）を行うことができることとされました（沖振法44①、沖振令21②二～六）。

この見直しを含む認定法人に係る要件は、次のとおりです。

(イ) 国際物流拠点産業集積地域の区域内において設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること（沖振法44①）。

(ロ) その法人の常時使用する従業員の数が20人以上であること（沖振法44①、沖振令21①）。

(ハ) その法人が合併により設立された法人であり、かつ、その設立に係る合併法人及び被合併法人のいずれかの法人がその設立の前に国際物流拠点産業集積地域の区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた場合等に該当するときにおいて、その設立の後、10年から同区域内において同事業を開始した日が最も早い法人が同事業を行っていた期間を減じた期間等を経過していないこと（沖振法44①、沖振令21②一、国際特区事業認定申請等命令4）。

(ニ) 国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営む法人であって、同区域外にあるその法人の事業所においては、次の同区域内で行われる事業の区分に応じた次の業務以外の業務を行わないものであること

（沖振法44①、沖振令21②二～五）。

i 倉庫業、こん包業及び機械等修理業次の業務

(i) その法人が提供する役務に関する調査を行う業務

(ii) その法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務

(iii) その法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務

(iv) その法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

(v) その法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務

(vi) 上記(i)から(v)までの業務に付随する業務

ii 無店舗小売業 次の業務

(i) その法人が提供する役務に関する調査を行う業務

(ii) その法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務

(iii) その法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務

(iv) その法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務

(v) その法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

(vi) 上記(i)から(v)までの業務に付随する業務

iii 製造業 次の業務

(i) その法人が製造する製品に関する調査を行う業務

(ii) その法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務

(iii) その法人が製造する製品の販売を行う業務

(iv) その法人が販売した製品に関する情報の提供を行う業務

(v) その法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

(vi) 上記(i)から(v)までの業務に付随する業務

(ホ) 国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるその法人の事業所において上記(ニ) i から iii までの事業に係るそれぞれの業務に従事する従業員の数がその法人の常時使用する従業員の数の20%又は5人のいずれか多い数以下であること（沖振法44①、沖振令21②六）。

なお、国際物流拠点産業集積地域内において行われる特定国際物流拠点事業には、国際物流拠点産業集積地域以外の地域において行われる特定国際物流拠点事業に関連する上記(ニ) i から iii までの国際物流拠点産業集積地域内で行われるそれぞれの事業に係るそれぞれの業務に係る事業を含むこととされています（措法60①、措令36②二）。

#### (参考11) 沖縄振興特別措置法

(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)

第43条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

一 外国貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される政令で定める一群の施設の設置又は運営を行う事業

二 前号に掲げる事業以外の事業

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第1項の認定を受けた者が同項に規定する政令で定める要件を欠くに

至ったと認めるときその他政令で定める事由に該当するに至ったときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

#### 4 省 略

第44条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において前条第1項の認定（同項第2号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営むものは、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を併せて受けることができる。

2 主務大臣は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### 3 省 略

(課税の特例)

#### 第48条 省 略

2 第44条第1項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

#### (参考12) 沖縄振興特別措置法施行令

(国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定を受けることができる者の要件等)

#### 第16条 省 略

2 法第43条第1項（同項第2号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建築物その他の施設（以下「施設等」という。）の全部又は一部について関税法第42条第1項、第56条第1項又は第62条の2第1項に規定する保税蔵置場、

保税工場又は保税展示場の許可（以下「保税蔵置場等の許可」という。）を受けて事業を行おうとする者（同法第43条第1号から第8号まで（同法第61条の4及び第62条の7において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものを除き、施設等の全部又は一部について同法第50条第1項又は第61条の5第1項の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む。）

二 法第43条第1項の認定（同項第1号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が所有し、又は管理する国際物流拠点産業集積地域の区域内の施設等（総合保税地域の許可に係るものに限る。）において事業を行おうとする者（関税法第43条第1号から第7号までに掲げる場合に該当するものを除く。）で、その資力その他の事情を勘案して同法第62条の8第1項に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められるもの

（特別事業認定の要件等）

第21条 法第44条第1項の政令で定める数は、20人とする。

2 法第44条第1項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、10年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

二 国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むものであること。

三 第4条の2第5号に掲げる事業を営む法人にあっては、主として国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するも

のとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

四 第4条の2第6号に掲げる事業を営む法人にあっては、主として国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

五 当該法人の事業所であって国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。

イ 第4条の2第2号、第3号及び第6号に掲げる事業 次に掲げる業務

- (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (4) 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (5) 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務
- (6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務

ロ 第4条の2第5号に掲げる事業 次に掲げる業務

- (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務
- (4) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務

(5) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

(6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務

ハ 第4条の2第8号に掲げる事業 次に掲げる業務

(1) 当該法人が製造する製品に関する調査を行う業務

(2) 当該法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務

(3) 当該法人が製造する製品の販売を行う業務

(4) 当該法人が販売した製品に関する情報の提供を行う業務

(5) 当該法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

(6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務

六 当該法人の事業所であって国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の10分の2に相当する数又は5人のいずれか多い数以下であること。

**(参考13) 国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令**（平成14年内閣府・経済産業省令第4号）

（令第21条第2項第1号に規定する主務省令で定める場合及び期間）

第4条 令第21条第2項第1号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する主務省令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 法第44条第1項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法

人が国際物流拠点産業集積地域の区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた場合 当該地域の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

二 法第44条第1項に規定する法人が国際物流拠点産業集積地域の区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該地域の区域内において当該事業を行っていた期間

（円滑かつ効率的な物資の取扱いに資する施設又は設備）

第4条の2 令第21条第2項第3号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

一 国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の保管、検査及び荷造りのための施設又は設備であって、国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたもの

二 国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の売買契約（当該物資の販売に係るものに限る。）の申込みの受付及び当該契約の締結を行うための施設又は設備であって、国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたもの

2 令第21条第2項第4号の主務省令で定める施設又は設備は、国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の保管、検査、修理及び荷造りのための施設又は設備であって、国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたものとする。

ロ 認定期間

本措置の適用対象法人に係る認定期間は、国際物流拠点産業集積地域に係る指定の日から平成29年3月31日までの期間とされています（措法60①表二上欄）。

ただし、国際物流拠点産業集積地域に変



更があった場合で、新たに国際物流拠点産業集積地域に該当することとなった地区に係る指定の日は、その新たに国際物流拠点産業集積地域に該当することとなった日とすることとされていることから、この場合における認定期間は、その新たに国際物流拠点産業集積地域に該当することとなった日から平成29年3月31日までの期間となります（措法60⑥、措令36⑦）。

なお、国際物流拠点産業集積地域に変更があった場合で、国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなった地区に係る認定期間は、その国際物流拠点産業集積地域に係る指定の日からその国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなった日までの期間となります（措法60①表二上欄・中欄）。

## ② 特定事業

対象に次の事業が追加され、対象となる特定事業が特定国際物流拠点事業とされました（措法60①表二下欄）。

イ 無店舗小売業（沖振法3十二、沖振令4の2五、4の3）

ロ 機械等修理業（沖振法3十二、沖振令4の2六、4の3）

なお、この改正は、沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第97号）における沖縄振興特別措置法施行令の改正により行われています。

## ③ 所得控除割合

本措置の所得控除割合が、40%（改正前：35%）とされました（措法60①）。

## (3) 金融業務特別地区に係る措置

### ① 認定法人関係

#### イ 認定要件の緩和

金融業務特別地区及び金融業務に係る事業に係る「専ら」要件が緩和され、金融業務特別地区の区域内において専ら金融業務に係る事業を行う法人については、金融業

務特別地区の区域外の事業所における従業員数がその法人の常時使用従業員数の20%又は3人のいずれか多い数以下である場合には、その事業所においてその法人の金融業務に係る事業に関連する業務のうち一定のもの（次の(=) i 及び ii の業務）を行うことができることとされました（沖振法56①、沖振令26②五～七）。

この見直しを含む認定法人に係る要件は、次のとおりです。

(イ) 金融業務特別地区の区域内において設立された法人で、同区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること（沖振法56①）。

(ロ) その法人の常時使用する従業員の数が10人以上であること（沖振法56①、沖振令26①）。

(ハ) その法人が合併により設立された法人であり、かつ、その設立に係る合併法人及び被合併法人のいずれかの法人がその設立の前に金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業を営んでいた場合等に該当するときにおいて、その設立の後、10年から同区域内において同事業を開始した日が最も早い法人が同事業を行っていた期間を減じた期間等を経過していないこと（沖振法56①、沖振令26②四、金融特区事業認定申請等内閣府令2）。

(ニ) 金融業務特別地区の区域内においては、専ら金融業務に係る事業を営む法人であって、同区域外にあるその法人の事業所においては、次の業務以外の業務を行わないものであること（沖振法56①、沖振令26②五・六）。

i その法人が販売する商品又は提供する役務に関する調査を行う業務

ii 上記 i の業務に付随して行う業務

(ホ) 金融業務特別地区の区域外にあるその法人の事業所において上記(=) i 及び ii の

業務に従事する従業員の数がその法人の常時使用する従業員の数の20%又は3人のいずれか多い数以下であること（沖振法56①、沖振令26②七）。

なお、金融業務特別地区において行われる金融業務に係る事業には、金融業務特別地区以外の地域において行われる金融業務に係る事業に関連する上記(二) i 及び ii の業務に係る事業を含むこととされています（措法60①、措令36②三）。

#### （参考14） 沖縄振興特別措置法

（金融業務特別地区の指定）

第55条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、金融業務の集積を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を金融業務特別地区として一を限り指定することができる。

#### 2～5 省 略

（金融業務特別地区における事業の認定）

第56条 前条第1項に規定する金融業務特別地区の区域内において設立され、当該区域内において金融業務に係る事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第1項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

#### 4 省 略

#### （参考15） 沖縄振興特別措置法施行令

（金融業務特別地区の要件）

第25条 法第55条第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 労働力の確保が容易であること。
- 二 高度な情報通信基盤が整備されていること。
- 三 金融業務の事業の用に供する土地の確保が容易であること。
- 四 金融業務特別地区の指定により金融業務の集積を促進することが沖縄県の均衡ある発展に資すると認められること。

（事業認定の要件等）

第26条 法第56条第1項の政令で定める数は、10人とする。

2 法第56条第1項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

#### 一～三 省 略

四 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の内閣府令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、10年から内閣府令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

五 金融業務特別地区の区域内においては、専ら金融業務を営むものであること。

六 当該法人の事業所であって金融業務特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。

イ 当該法人が販売する商品又は提供する役務に関する調査を行う業務

ロ イに掲げる業務に付随して行う業務

七 当該法人の事業所であって金融業務特別地区の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の10分の2に相当する数又は3人のいずれか多い数以下であること。

（参考16） 金融業に付随する業務及び金融業務に係る事業認定の申請等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第22号）

（令第26条第2項第4号に規定する内閣府令で定める場合及び期間）

第2条 令第26条第2項第4号に規定する内

閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する内閣府令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 法第56条第1項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業を営んでいた場合  
当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間

二 法第56条第1項に規定する法人が金融業務特別地区の区域内において金融業務に係る事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合  
当該実質的に同一と認められる者が当該地区の区域内において当該事業を行っていた期間

ロ 認定期限の延長

本措置の適用対象法人に係る認定期限が、平成29年3月31日まで5年延長されました（措法60①表三上欄、沖振法34、金融業務事業認定申請等内閣府令1①三）。

② 特定事業の範囲の拡充

対象となる金融業務に係る事業に、特定の自主規制業務が追加されました（措法60①表三下欄）。

なお、特定の自主規制業務については、「**第一 税額控除関係**」の「**三 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除**」の3(5)①をご参照ください。

③ 所得控除割合の引上げ

本措置の所得控除割合が、40%（改正前：35%）に引き上げられました（措法60①）。

なお、連結納税制度の場合についても、上記(1)から(3)までと同様の改正が行われています（措法68の63①⑦、措令39の90①～⑨）。

## 4 適用関係

上記3(1)から(3)までの改正は、認定法人の平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、認定法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則26①）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則37①）。

なお、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号。以下「沖振法一部改正法」といいます。）附則の規定により平成24年4月1日から同年9月30日（同日までに、改組後の情報通信産業特別地区に係る指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの期間（以下「経過期間」といいます。）内において改組後の情報通信産業特別地区とみなされる改組前の情報通信産業特別地区は本制度においても経過期間内において改組後の情報通信産業特別地区とみなして、沖振法一部改正法附則の規定により同年4月1日において指定された国際物流拠点産業集積地域とみなされる特別自由貿易地域は本制度においても同日において指定を受けた国際物流拠点産業集積地域とみなして、それぞれ適用することとされています（改正法附則26⑤⑥、沖振法一部改正法附則3③④）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則37⑤⑥）。

さらに、沖振法一部改正法附則の規定により経過期間内において改組後の情報通信産業特別地区に係る認定を受けた法人とみなされる改組前の情報通信産業特別地区に係る認定を受けている法人は本制度においても経過期間内において改組後の情報通信産業特別地区に係る認定を受けた法人とみなして、沖振法一部改正法附則の規定により国際物流拠点産業集積地域に係る認定を受けた法人とみなされる特別自由貿易地域に係る認定を受けている法人は本制度においても国際物流拠点産業集積地域に係る認定を受けた法人とみなして、それぞれ適用することとされていますが、本制度が適用されるこれらの法人及び平成24年4月1日前

に金融業務特別地区に係る認定を受けている法人の同日以後に終了する事業年度においては、特定事業にはその特定事業に関連する業務に係る事業を含めないこととし、所得控除割合は35%とすることとされており、この事業年度は、改組後の情報通信産業特別地区に係る認定を受けたものとみなされる法人にあっては、経過期間内に終了する事業年度とすることとされています（改正法附則26③④、沖振法一部改正法附則4①③）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則37③④、改正措令附則23②）。

また、平成24年4月1日前に設立された法人のうち、経過期間内において改組後の情報通信産業特別地区とみなされる改組前の情報通信産業特別地区内に同地区の区域が定められた情報通信産業振興計画に係る同意の日以後に設立された法人及び同年4月1日において指定を受けた国際物流拠点産業集積地域とみなされる特別自由貿易地域内に同地域に係る指定の日以後に設立された法人の同年4月1日以後に終了する事業年度については、本制度が適用できることとされています（改正法附則26②③⑤⑥）。連結納税制度の場合についても同様です（改正法附則37②③⑤⑥）。

（参考17） 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）

#### 附 則

#### 第3条 省 略

#### 2 省 略

3 施行日の前日において同意情報通信産業振興計画に定められている情報通信産業特別地区（以下「旧情報通信産業特別地区」という。）は、施行日から起算して6月を経過する日（その日までに、新法第29条第1

項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの間は、同項の規定により指定された情報通信産業特別地区とみなす。

4 施行日の前日において旧法第41条第1項の規定により指定されている自由貿易地域及び旧法第42条第1項の規定により指定されている特別自由貿易地域であって、新法第42条第1項に規定する対象地域に該当していないものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域以外の地域は、施行日に同項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域とみなす。

#### 5 省 略

第4条 施行日の前日において旧法第30条第1項の認定を受けている法人は、前条第3項の規定により、当該法人がその区域内において設立された旧情報通信産業特別地区が新法第29条第1項の規定により指定された情報通信産業特別地区とみなされる間は、新法第30条第1項の認定を受けたものとみなす。

#### 2 省 略

3 施行日の前日において旧法第42条第1項の規定により指定されている特別自由貿易地域（前条第4項の規定により内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する地域を除く。）における事業について旧法第44条第1項の認定を受けている法人（新法第3条第12号に規定する特定国際物流拠点事業を営むものに限る。）は、新法第44条第1項の認定を受けたものとみなす。

## 二 その他

### (1) 適用期限の延長

次のその他の特別措置の適用期限が、平成26年3月31日まで2年延長されました。

① 交際費等の損金不算入（措法61の4①、68

の66①）

② 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（措法62①、68の67①）

③ 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻し



による還付の不適用（連結：中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）（措法66の13①、68の98①）

- ④ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（連結：中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）（措法67の 5 ①、68の102の 2 ①）

(2) 廃止

適格退職年金契約に係る経過措置期限（平成

24年 3 月31日）の到来に伴い、適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例が廃止されました（旧措法68の 5）。

なお、退職年金業務等を行う法人の平成11年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金に対する法人税の課税については、停止されていることから（措法68の 4）、経過措置は設けられていません。